

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年2月17日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）
（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.65%（税抜 1.50%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2025年 2月18日から2026年 2月16日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。
販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

信託金の限度額は、10兆円です。

＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内 外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券 公債・高格付 債）） 資産複合	年１回	グローバル （日本含む）		
	年２回	日本	ファミリー ファンド	
	年４回	北米		あり （適時ヘッジ）
	年６回 （隔月）	欧州		
	年１２回 （毎月）	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	その他	アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券（債券 公債・高格付債））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として、債券（公債 ^{*1} ・ 高格付債 ^{*2} ）に投資する。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載 があるものをいう。
グローバル（日本含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界 （日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するも のをいう。
為替ヘッジあり （適時ヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産 に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち適時ヘッジを行うもの をいう。恒常的に為替ヘッジを行うものではありません。

※1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載のあるものをいう。

※2 高格付債・・・三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社のファンドにおける定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてＡ格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいう。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ

(<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに
信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

特色1

世界主要先進国の、信用力の高いソブリン債券を主要投資対象とし、国際分散投資を行います。

ポイント① 世界主要先進国

- 世界主要先進国は、OECD加盟国とします。
OECD（経済協力開発機構）は、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関です。
- 世界主要先進国のソブリン債券は、社債や新興国債券等に比べ相対的に価格変動リスクが抑えられ、流動性にも優れているため、安定した投資成果を目指した資産運用に適していると考えられます。
- OECD非加盟国のうち、三菱UFJアセットマネジメントがOECD加盟国に相当する経済実態を有すると判断する国のソブリン債券に投資することがあります。

ポイント② ソブリン債券

各国の政府が発行する **国債** や政府機関が発行する **政府機関債** 等をいいます。
また、世界銀行やアジア開発銀行などの国際機関が発行する **国際機関債** のほか、
当ファンドにおいてはカナダ、オーストラリアなどの **州政府債** もソブリン債券に含まれます。

ポイント③ 高い信用力

格付けの例

	Moody's社	S&P社
高い	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C
低い	—	D

A格以上 の信用力の高い債券に投資します。

- 原則としてMoody's社、S&P社等の格付機関のうち、少なくともひとつの格付機関においてA格相当以上の格付けを付与されたものに投資します。
- 格付けとは、債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。
格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

■ 現在の投資先と格付け状況（2024年11月29日現在）

● 国債

カナダ	Aaa	AAA
アメリカ	Aaa	AA+
ノルウェー	Aaa	AAA
スウェーデン	Aaa	AAA
ドイツ	Aaa	AAA
オランダ	Aaa	AAA
デンマーク	Aaa	AAA
オーストリア	Aa1	AA+
フィンランド	Aa1	AA+
フランス	Aa2	AA-
イギリス	Aa3	AA
ベルギー	Aa3	AA
アイルランド	Aa3	AA
ポーランド	A2	A
スペイン	Baa1	A
シンガポール	Aaa	AAA
日本	A1	A+
中国	A1	A+
オーストラリア	Aaa	AAA
ニュージーランド	Aaa	AAA

※上記は投資先のうち国債のみを記載しています。

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

※格付け（自国通貨建て長期債務格付け等）は、左にMoody's社、右にS&P社の格付けを記載しています。（出所）Bloomberg

※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。



安定的な利子収入の確保と、金利・為替見通しに基づく運用戦略により、収益の獲得を目指します。

ポイント① 安定的な利子収入の確保

先進国のソブリン債券を中長期保有することにより、安定的な利子収入の確保を継続することで、債券価格や為替の変動による損益のブレをカバーする効果が期待されます。（利子収入の積み上げ効果）

■ ご参考

下記のグラフは、当ファンドの実績ではなく、ベンチマーク（FTSE世界国債インデックス（円ベース、日本を含む））のデータを基に作成したものです。先進国国債の利子収入の積み上げ効果をわかりやすく表示するための参考情報として掲載しています。

先進国国債（円ベース）の投資収益の要因分析（期間：1997年12月末～2024年11月末）



※上記は、1997年末を100として指数化したFTSE世界国債インデックス（円ベース、日本を含む）のトータルリターンを「トータル投資収益」とし、「利子収入要因」と「価格変動要因」に分け、それぞれを累積したものです。
（出所）Bloombergのデータを基に三菱UFJアセットマネジメント作成

ポイント② 金利・為替見通しに基づく運用戦略

● 金利変動リスクのコントロール

一般に、債券の価格は金利が上昇（低下）すると下落（上昇）します。

また、満期までの残存期間が長い（短い）債券や利率が低い（高い）債券ほど、金利の動きによる債券価格の変動が大きく（小さく）なります。

そこで当ファンドは、金利変動の予測に応じて組入債券の入替えを行い、債券価格の変動リスクをコントロールします。

金利が相対的に上昇 $\uparrow$ （債券価格が下落 $\downarrow$ ）すると予測した場合

満期までの残存期間が**短い**債券への入替えを行い、債券価格の下落リスクを抑制

金利が相対的に低下 $\downarrow$ （債券価格が上昇 $\uparrow$ ）すると予測した場合

満期までの残存期間が**長い**債券への入替えを行い、債券価格の値上がり利益の獲得を目指す

● 為替変動リスクのコントロール

通貨が相対的に上昇 $\uparrow$ すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き上げ

通貨が相対的に下落 $\downarrow$ すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き下げ

※組入比率の調整によるほか、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

◆FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)をベンチマークとします。

FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※ベンチマークを上回る投資成果をあげることを目指し運用を行いますが、これを保証するものではありません。

◆ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(本部所在地:米国カリフォルニア州)の日本拠点です。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。



毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に、安定した分配を継続することをめざします。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

<信用格付会社等の提供する格付け等の情報について>

本書において格付等の情報を提供する信用格付会社等の第三者は、格付等の情報についての正確性、完全性、適時性または入手可能性を保証するものではなく、理由の如何を問わず、過失その他による誤り若しくは脱漏またはかかる内容を利用して得られた結果についての責任を負いません。第三者たる内容提供者は、市場性または特定の目的や利用への適合性についての保証を含め(これに限られません。)、明示黙示を問わずいかなる保証も行わず、本書において提供されている情報の内容の利用に関して、直接、間接、付随的、懲戒的、補償的、懲罰的、特別的若しくは結果的に生じた損害、費用、経費、弁護士費用または損失(逸失利益若しくは収益および機会費用を含みます。)について、いかなる責任または債務も負わないことをここに明示します。信用格付は意見の表明であり、事実の表明でも、またいかなる金融商品の購入、保有または売却を勧奨するものでもありません。信用格付は金融商品の適格性や金融商品が投資目的に合致していることを示すものではなく、投資助言として依拠すべきものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



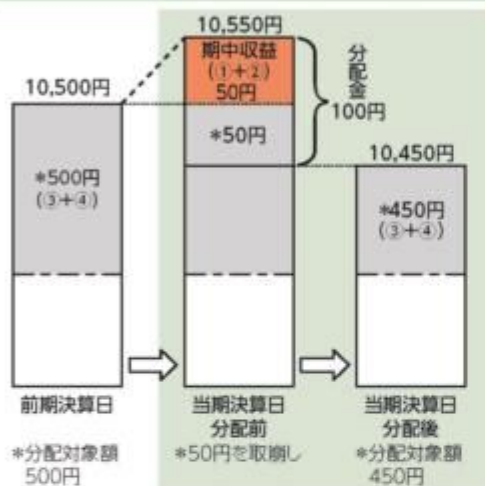
◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

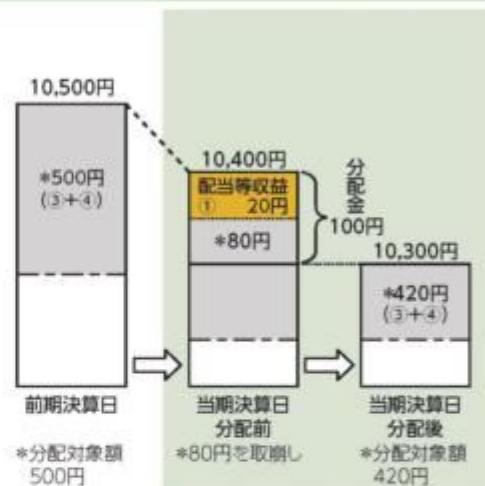
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



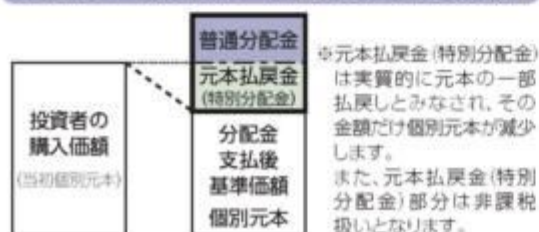
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

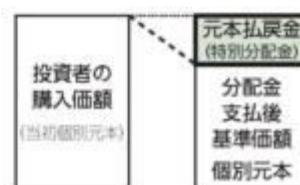
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資

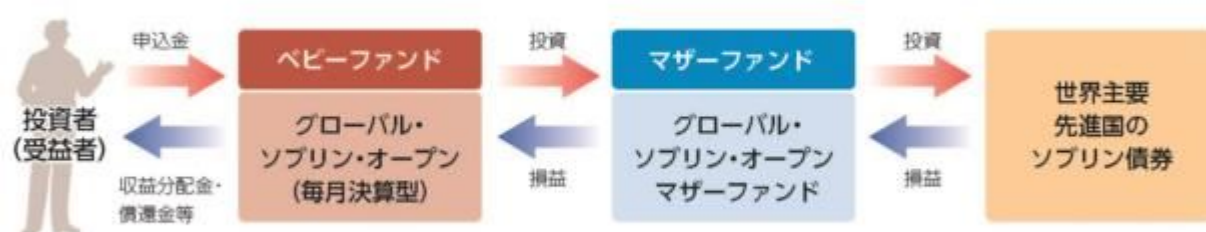
マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



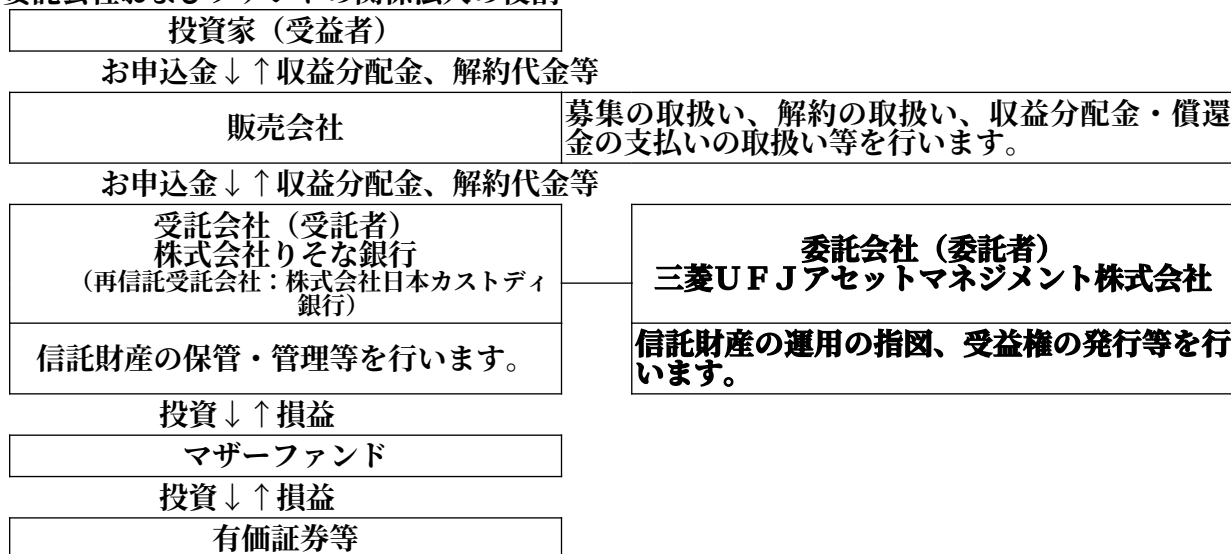
ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

(2) 【ファンドの沿革】

- 1997年12月18日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
- 2002年3月1日 ファミリーファンド方式へ移行
- 2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用
- 2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ国際投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

① 委託会社およびファンドの関係法人の役割



② 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③ 委託会社の概況（2024年11月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号

- ・ 設立年月日
1985年8月1日
- ・ 資本金
2,000百万円
- ・ 沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
 - 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・ 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

② 投資態度

主として、グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）に投資を行います。

③ 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

（2）【投資対象】

主として、マザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）に投資を行います。

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

a. 有価証券

b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）投資制限 ＜信託約款に定められた投資制限＞の⑦および⑧に定めるものに限り、）に係る権利

c. 約束手形

d. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたグローバル・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図しま

す。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

- a. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から f. の証券または証書の性質を有するもの
- h. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- i. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- j. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- k. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- l. 外国の者に対する権利でk. の有価証券の性質を有するもの
- a. の証券または証書およびg. の証券または証書のうち、a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. からe. までの証券およびg. の証券または証書のうちb. からe. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利でe. の権利の性質を有するもの

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. からf. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他の投資対象

- a. 先物取引等
- b. スワップ取引

《参考》マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

－運用の基本方針－

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

運用の基本的考え方

- 世界主要先進国の国債、政府機関債等（原則としてA格以上のもの）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
- 国別資産配分については、投資対象国毎に①債券投資収益率予測（金利予測）と②為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組み合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。
- 円投資家の立場から最適な国別の資産配分（カントリー・アロケーション）を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。
- 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2. 投資対象

世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）を主要投資対象とします。

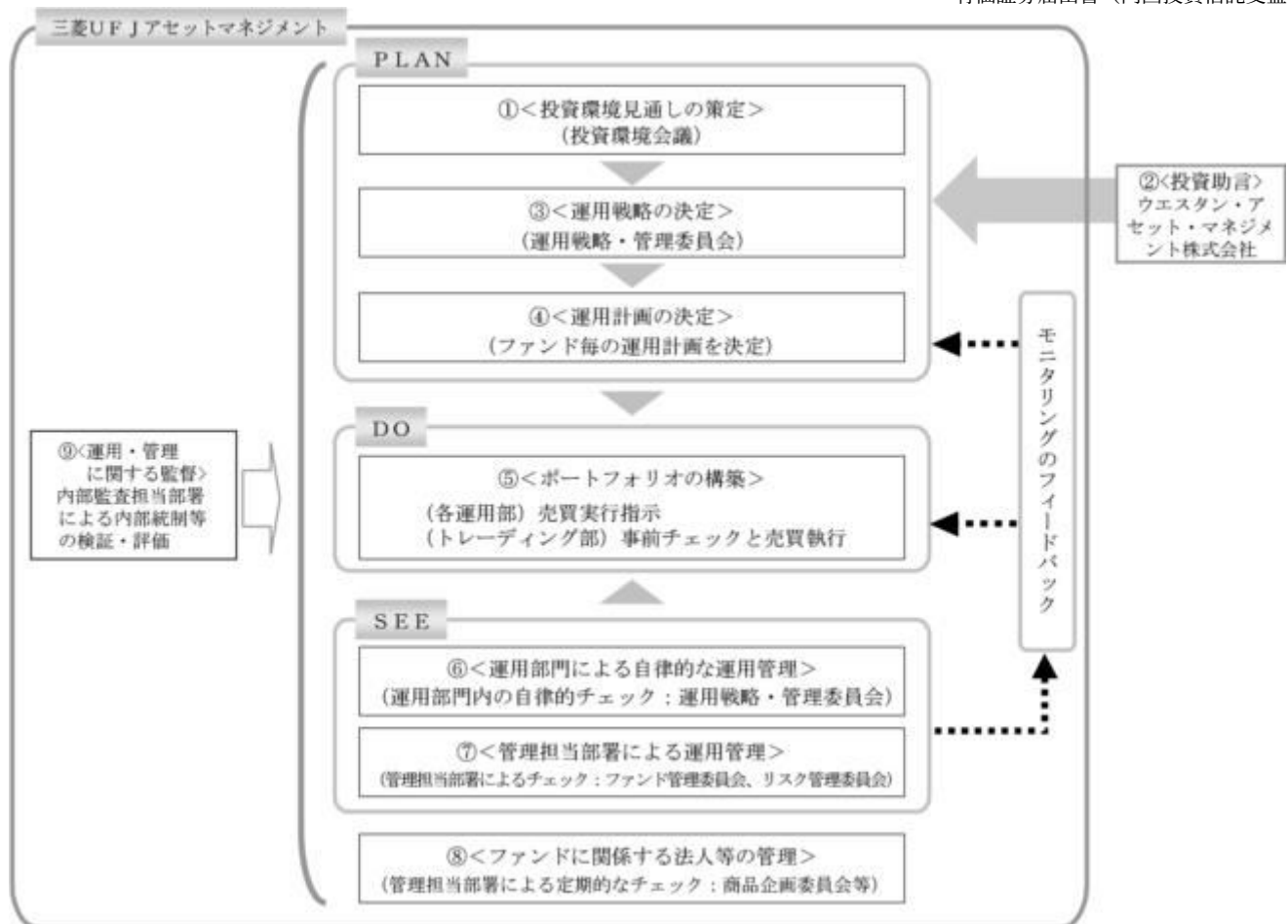
なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (2) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (3) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (5) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (6) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- (7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

以上

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②投資助言

当ファンドは、ウェスタン・アセット・マネジメント株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

③運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通し、および②の投資助言に沿って運用戦略を決定します。

④運用計画の決定

③で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

⑤ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑥運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑦管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑧ファンドに関係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社

の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑨運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎月17日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備

備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

① マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

② 株式への投資

株式への実質投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③ 外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

④ 株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

（以下同じ。）

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑧ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。

す。）を行うことの指図をすることができます。

- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下c.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。なお、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

⑩ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑪ 有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑭ 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑮ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

① 為替変動リスク

ファンドは、主にユーロ建や米ドル建等の外貨建の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

② 金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

③ 信用リスク

原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変

動します。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

⑤ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

⑥ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑦ ベンチマークについての留意点

「F T S E世界国債インデックス（円ベース、日本を含む）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

⑧ その他の主な留意点

- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- d. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- e. 投資対象国における社会情勢の混乱や資産凍結を含む重大な規制の導入等による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行

い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



● 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

● 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

● ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.65%（税抜 1.50%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.375%（税抜1.250%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.70%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.50%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となり

ます。

※上記は2024年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年5月18日～2024年11月18日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.38%	1.37%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

(1)【投資状況】

2024年11月29日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	258,407,531,683	99.70
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	780,699,499	0.30
純資産総額		259,188,231,182	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年11月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド	100,305,695,087	2.5963	260,423,676,155	2.5762	258,407,531,683	99.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.70
合計	99.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年11月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第204計算期間末日	(2014年12月17日)	1,070,020,246,014	1,073,655,088,815	5,888	5,908
第205計算期間末日	(2015年 1月19日)	1,052,347,412,824	1,055,934,489,588	5,867	5,887
第206計算期間末日	(2015年 2月17日)	1,029,266,770,818	1,032,802,792,267	5,822	5,842
第207計算期間末日	(2015年 3月17日)	1,015,761,295,378	1,019,237,664,523	5,844	5,864
第208計算期間末日	(2015年 4月17日)	999,797,905,521	1,003,219,173,043	5,845	5,865
第209計算期間末日	(2015年 5月18日)	978,905,004,822	982,277,462,321	5,805	5,825
第210計算期間末日	(2015年 6月17日)	958,982,350,896	962,288,972,758	5,800	5,820
第211計算期間末日	(2015年 7月17日)	935,908,276,970	939,161,034,943	5,755	5,775
第212計算期間末日	(2015年 8月17日)	932,826,885,185	936,035,564,772	5,814	5,834
第213計算期間末日	(2015年 9月17日)	888,059,348,404	891,229,339,715	5,603	5,623
第214計算期間末日	(2015年10月19日)	884,395,431,993	887,538,458,325	5,628	5,648
第215計算期間末日	(2015年11月17日)	871,547,018,309	874,653,859,806	5,611	5,631
第216計算期間末日	(2015年12月17日)	854,468,716,821	857,537,586,270	5,569	5,589
第217計算期間末日	(2016年 1月18日)	810,816,331,767	813,855,390,160	5,336	5,356
第218計算期間末日	(2016年 2月17日)	801,084,107,789	804,092,304,932	5,326	5,346
第219計算期間末日	(2016年 3月17日)	791,522,110,673	794,504,298,116	5,308	5,328
第220計算期間末日	(2016年 4月18日)	762,568,970,518	765,523,142,394	5,163	5,183
第221計算期間末日	(2016年 5月17日)	759,276,723,051	762,211,605,923	5,174	5,194
第222計算期間末日	(2016年 6月17日)	730,546,467,300	733,453,622,791	5,026	5,046
第223計算期間末日	(2016年 7月19日)	730,023,202,461	732,904,019,207	5,068	5,088
第224計算期間末日	(2016年 8月17日)	698,100,269,730	699,528,307,494	4,889	4,899
第225計算期間末日	(2016年 9月20日)	668,359,011,982	669,740,229,008	4,839	4,849
第226計算期間末日	(2016年10月17日)	661,749,925,299	663,110,585,835	4,863	4,873
第227計算期間末日	(2016年11月17日)	649,690,128,815	651,021,572,796	4,880	4,890
第228計算期間末日	(2016年12月19日)	666,871,192,906	668,169,413,634	5,137	5,147
第229計算期間末日	(2017年 1月17日)	642,424,281,491	643,701,281,338	5,031	5,041
第230計算期間末日	(2017年 2月17日)	624,743,413,075	625,993,054,091	4,999	5,009
第231計算期間末日	(2017年 3月17日)	611,978,758,910	613,205,324,684	4,989	4,999
第232計算期間末日	(2017年 4月17日)	585,732,404,704	586,943,553,044	4,836	4,846
第233計算期間末日	(2017年 5月17日)	602,696,428,438	603,890,714,278	5,047	5,057
第234計算期間末日	(2017年 6月19日)	592,948,748,949	594,122,494,260	5,052	5,062

第235計算期間末日	(2017年 7月18日)	589,997,781,113	591,153,054,310	5,107	5,117
第236計算期間末日	(2017年 8月17日)	575,559,345,619	576,694,270,340	5,071	5,081
第237計算期間末日	(2017年 9月19日)	577,772,064,945	578,890,483,011	5,166	5,176
第238計算期間末日	(2017年10月17日)	566,420,148,282	567,520,910,999	5,146	5,156
第239計算期間末日	(2017年11月17日)	557,404,897,593	558,486,441,160	5,154	5,164
第240計算期間末日	(2017年12月18日)	550,071,260,361	551,137,765,544	5,158	5,168
第241計算期間末日	(2018年 1月17日)	538,299,670,779	539,353,657,883	5,107	5,117
第242計算期間末日	(2018年 2月19日)	508,618,445,164	509,659,581,302	4,885	4,895
第243計算期間末日	(2018年 3月19日)	500,717,838,287	501,749,502,695	4,853	4,863
第244計算期間末日	(2018年 4月17日)	504,992,493,099	506,015,107,577	4,938	4,948
第245計算期間末日	(2018年 5月17日)	494,651,701,121	495,664,604,548	4,884	4,894
第246計算期間末日	(2018年 6月18日)	488,292,752,618	489,293,929,271	4,877	4,887
第247計算期間末日	(2018年 7月17日)	493,677,605,925	494,668,447,920	4,982	4,992
第248計算期間末日	(2018年 8月17日)	472,825,981,984	473,804,353,979	4,833	4,843
第249計算期間末日	(2018年 9月18日)	472,736,733,733	473,704,895,964	4,883	4,893
第250計算期間末日	(2018年10月17日)	463,488,839,301	464,444,531,841	4,850	4,860
第251計算期間末日	(2018年11月19日)	456,842,493,778	457,787,281,329	4,835	4,845
第252計算期間末日	(2018年12月17日)	455,808,780,092	456,742,763,008	4,880	4,890
第253計算期間末日	(2019年 1月17日)	440,697,877,270	441,624,968,458	4,754	4,764
第254計算期間末日	(2019年 2月18日)	442,638,795,386	443,556,472,797	4,823	4,833
第255計算期間末日	(2019年 3月18日)	443,490,044,150	444,397,713,884	4,886	4,896
第256計算期間末日	(2019年 4月17日)	439,664,217,790	440,559,994,606	4,908	4,918
第257計算期間末日	(2019年 5月17日)	430,019,767,679	430,909,208,779	4,835	4,845
第258計算期間末日	(2019年 6月17日)	430,756,636,810	431,639,983,828	4,876	4,886
第259計算期間末日	(2019年 7月17日)	426,120,800,585	426,996,507,007	4,866	4,876
第260計算期間末日	(2019年 8月19日)	426,703,308,701	427,571,684,123	4,914	4,924
第261計算期間末日	(2019年 9月17日)	420,400,204,100	421,261,034,699	4,884	4,894
第262計算期間末日	(2019年10月17日)	420,150,205,923	421,003,436,321	4,924	4,934
第263計算期間末日	(2019年11月18日)	412,513,033,123	413,358,051,049	4,882	4,892
第264計算期間末日	(2019年12月17日)	411,573,935,767	412,410,314,637	4,921	4,931
第265計算期間末日	(2020年 1月17日)	409,831,748,261	410,660,049,914	4,948	4,958
第266計算期間末日	(2020年 2月17日)	404,987,078,263	405,807,582,582	4,936	4,946
第267計算期間末日	(2020年 3月17日)	390,896,221,010	391,706,753,369	4,823	4,833
第268計算期間末日	(2020年 4月17日)	391,142,347,950	391,945,220,139	4,872	4,882
第269計算期間末日	(2020年 5月18日)	386,308,678,888	387,109,272,273	4,825	4,835
第270計算期間末日	(2020年 6月17日)	391,445,427,025	392,240,523,697	4,923	4,933
第271計算期間末日	(2020年 7月17日)	393,559,636,964	394,350,293,007	4,978	4,988
第272計算期間末日	(2020年 8月17日)	392,002,526,080	392,784,280,767	5,014	5,024
第273計算期間末日	(2020年 9月17日)	383,954,025,215	384,729,418,959	4,952	4,962
第274計算期間末日	(2020年10月19日)	381,453,832,930	382,224,165,180	4,952	4,962
第275計算期間末日	(2020年11月17日)	376,411,593,744	377,176,683,708	4,920	4,930
第276計算期間末日	(2020年12月17日)	376,020,593,777	376,400,146,588	4,953	4,958

第277計算期間末日	(2021年 1月18日)	368,783,918,507	369,158,727,283	4,920	4,925
第278計算期間末日	(2021年 2月17日)	362,218,023,126	362,584,210,180	4,946	4,951
第279計算期間末日	(2021年 3月17日)	360,023,907,319	360,386,323,066	4,967	4,972
第280計算期間末日	(2021年 4月19日)	355,091,590,846	355,449,860,234	4,956	4,961
第281計算期間末日	(2021年 5月17日)	353,913,825,419	354,269,226,466	4,979	4,984
第282計算期間末日	(2021年 6月17日)	352,938,753,311	353,289,442,808	5,032	5,037
第283計算期間末日	(2021年 7月19日)	347,233,103,585	347,580,232,701	5,001	5,006
第284計算期間末日	(2021年 8月17日)	343,823,452,567	344,167,647,129	4,995	5,000
第285計算期間末日	(2021年 9月17日)	339,149,894,997	339,490,598,001	4,977	4,982
第286計算期間末日	(2021年10月18日)	342,445,290,112	342,783,236,946	5,067	5,072
第287計算期間末日	(2021年11月17日)	335,193,396,570	335,527,268,796	5,020	5,025
第288計算期間末日	(2021年12月17日)	331,377,445,957	331,707,943,496	5,013	5,018
第289計算期間末日	(2022年 1月17日)	324,649,026,558	324,976,705,502	4,954	4,959
第290計算期間末日	(2022年 2月17日)	314,839,572,966	315,164,611,326	4,843	4,848
第291計算期間末日	(2022年 3月17日)	314,235,844,965	314,558,376,708	4,871	4,876
第292計算期間末日	(2022年 4月18日)	318,386,885,540	318,706,748,773	4,977	4,982
第293計算期間末日	(2022年 5月17日)	312,231,479,716	312,548,723,455	4,921	4,926
第294計算期間末日	(2022年 6月17日)	306,529,376,768	306,843,590,689	4,878	4,883
第295計算期間末日	(2022年 7月19日)	316,200,815,771	316,512,545,809	5,072	5,077
第296計算期間末日	(2022年 8月17日)	309,534,017,709	309,842,911,475	5,010	5,015
第297計算期間末日	(2022年 9月20日)	309,478,092,915	309,784,119,195	5,056	5,061
第298計算期間末日	(2022年10月17日)	303,080,157,602	303,384,466,115	4,980	4,985
第299計算期間末日	(2022年11月17日)	298,061,136,423	298,363,190,559	4,934	4,939
第300計算期間末日	(2022年12月19日)	292,155,000,467	292,454,715,974	4,874	4,879
第301計算期間末日	(2023年 1月17日)	278,356,605,407	278,654,991,895	4,664	4,669
第302計算期間末日	(2023年 2月17日)	281,064,990,905	281,361,266,254	4,743	4,748
第303計算期間末日	(2023年 3月17日)	281,671,222,518	281,965,746,232	4,782	4,787
第304計算期間末日	(2023年 4月17日)	283,495,845,653	283,788,723,242	4,840	4,845
第305計算期間末日	(2023年 5月17日)	286,032,873,544	286,323,651,909	4,918	4,923
第306計算期間末日	(2023年 6月19日)	292,591,158,433	292,878,859,559	5,085	5,090
第307計算期間末日	(2023年 7月18日)	284,399,246,746	284,682,759,861	5,016	5,021
第308計算期間末日	(2023年 8月17日)	285,991,913,613	286,273,333,206	5,081	5,086
第309計算期間末日	(2023年 9月19日)	282,594,830,643	282,873,376,470	5,073	5,078
第310計算期間末日	(2023年10月17日)	276,783,982,323	277,060,693,358	5,001	5,006
第311計算期間末日	(2023年11月17日)	284,196,884,037	284,470,955,715	5,185	5,190
第312計算期間末日	(2023年12月18日)	278,150,071,537	278,421,371,441	5,126	5,131
第313計算期間末日	(2024年 1月17日)	282,156,634,197	282,425,819,832	5,241	5,246
第314計算期間末日	(2024年 2月19日)	280,162,436,525	280,428,656,497	5,262	5,267
第315計算期間末日	(2024年 3月18日)	277,997,197,847	278,260,714,317	5,275	5,280
第316計算期間末日	(2024年 4月17日)	277,578,994,993	277,840,338,875	5,311	5,316
第317計算期間末日	(2024年 5月17日)	282,987,110,084	283,246,119,857	5,463	5,468
第318計算期間末日	(2024年 6月17日)	280,099,460,856	280,355,128,170	5,478	5,483

第319計算期間末日	(2024年 7月17日)	283,579,584,339	283,833,329,189	5,588	5,593
第320計算期間末日	(2024年 8月19日)	268,178,253,555	268,430,116,446	5,324	5,329
第321計算期間末日	(2024年 9月17日)	259,472,869,248	259,723,404,062	5,178	5,183
第322計算期間末日	(2024年10月17日)	265,247,452,431	265,496,319,938	5,329	5,334
第323計算期間末日	(2024年11月18日)	262,194,011,589	262,440,873,629	5,311	5,316
2023年11月末日		280,972,454,879	—	5,152	—
12月末日		280,149,489,358	—	5,185	—
2024年 1月末日		280,397,766,315	—	5,233	—
2月末日		280,304,224,559	—	5,294	—
3月末日		281,546,221,604	—	5,359	—
4月末日		281,993,435,813	—	5,412	—
5月末日		278,142,420,889	—	5,420	—
6月末日		283,647,739,126	—	5,565	—
7月末日		270,887,993,596	—	5,357	—
8月末日		262,162,489,323	—	5,215	—
9月末日		260,697,121,703	—	5,217	—
10月末日		266,117,186,414	—	5,369	—
11月末日		259,188,231,182	—	5,267	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第204計算期間	20円
第205計算期間	20円
第206計算期間	20円
第207計算期間	20円
第208計算期間	20円
第209計算期間	20円
第210計算期間	20円
第211計算期間	20円
第212計算期間	20円
第213計算期間	20円
第214計算期間	20円
第215計算期間	20円
第216計算期間	20円
第217計算期間	20円
第218計算期間	20円
第219計算期間	20円
第220計算期間	20円
第221計算期間	20円
第222計算期間	20円
第223計算期間	20円
第224計算期間	10円

第225計算期間	10円
第226計算期間	10円
第227計算期間	10円
第228計算期間	10円
第229計算期間	10円
第230計算期間	10円
第231計算期間	10円
第232計算期間	10円
第233計算期間	10円
第234計算期間	10円
第235計算期間	10円
第236計算期間	10円
第237計算期間	10円
第238計算期間	10円
第239計算期間	10円
第240計算期間	10円
第241計算期間	10円
第242計算期間	10円
第243計算期間	10円
第244計算期間	10円
第245計算期間	10円
第246計算期間	10円
第247計算期間	10円
第248計算期間	10円
第249計算期間	10円
第250計算期間	10円
第251計算期間	10円
第252計算期間	10円
第253計算期間	10円
第254計算期間	10円
第255計算期間	10円
第256計算期間	10円
第257計算期間	10円
第258計算期間	10円
第259計算期間	10円
第260計算期間	10円
第261計算期間	10円
第262計算期間	10円
第263計算期間	10円
第264計算期間	10円
第265計算期間	10円
第266計算期間	10円

第267計算期間	10円
第268計算期間	10円
第269計算期間	10円
第270計算期間	10円
第271計算期間	10円
第272計算期間	10円
第273計算期間	10円
第274計算期間	10円
第275計算期間	10円
第276計算期間	5円
第277計算期間	5円
第278計算期間	5円
第279計算期間	5円
第280計算期間	5円
第281計算期間	5円
第282計算期間	5円
第283計算期間	5円
第284計算期間	5円
第285計算期間	5円
第286計算期間	5円
第287計算期間	5円
第288計算期間	5円
第289計算期間	5円
第290計算期間	5円
第291計算期間	5円
第292計算期間	5円
第293計算期間	5円
第294計算期間	5円
第295計算期間	5円
第296計算期間	5円
第297計算期間	5円
第298計算期間	5円
第299計算期間	5円
第300計算期間	5円
第301計算期間	5円
第302計算期間	5円
第303計算期間	5円
第304計算期間	5円
第305計算期間	5円
第306計算期間	5円
第307計算期間	5円
第308計算期間	5円

第309計算期間	5円
第310計算期間	5円
第311計算期間	5円
第312計算期間	5円
第313計算期間	5円
第314計算期間	5円
第315計算期間	5円
第316計算期間	5円
第317計算期間	5円
第318計算期間	5円
第319計算期間	5円
第320計算期間	5円
第321計算期間	5円
第322計算期間	5円
第323計算期間	5円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第204計算期間	1.07
第205計算期間	△0.01
第206計算期間	△0.42
第207計算期間	0.72
第208計算期間	0.35
第209計算期間	△0.34
第210計算期間	0.25
第211計算期間	△0.43
第212計算期間	1.37
第213計算期間	△3.28
第214計算期間	0.80
第215計算期間	0.05
第216計算期間	△0.39
第217計算期間	△3.82
第218計算期間	0.18
第219計算期間	0.03
第220計算期間	△2.35
第221計算期間	0.60
第222計算期間	△2.47
第223計算期間	1.23
第224計算期間	△3.33
第225計算期間	△0.81
第226計算期間	0.70
第227計算期間	0.55

第228計算期間	5.47
第229計算期間	△1.86
第230計算期間	△0.43
第231計算期間	0.00
第232計算期間	△2.86
第233計算期間	4.56
第234計算期間	0.29
第235計算期間	1.28
第236計算期間	△0.50
第237計算期間	2.07
第238計算期間	△0.19
第239計算期間	0.34
第240計算期間	0.27
第241計算期間	△0.79
第242計算期間	△4.15
第243計算期間	△0.45
第244計算期間	1.95
第245計算期間	△0.89
第246計算期間	0.06
第247計算期間	2.35
第248計算期間	△2.79
第249計算期間	1.24
第250計算期間	△0.47
第251計算期間	△0.10
第252計算期間	1.13
第253計算期間	△2.37
第254計算期間	1.66
第255計算期間	1.51
第256計算期間	0.65
第257計算期間	△1.28
第258計算期間	1.05
第259計算期間	0.00
第260計算期間	1.19
第261計算期間	△0.40
第262計算期間	1.02
第263計算期間	△0.64
第264計算期間	1.00
第265計算期間	0.75
第266計算期間	△0.04
第267計算期間	△2.08
第268計算期間	1.22
第269計算期間	△0.75

第270計算期間	2.23
第271計算期間	1.32
第272計算期間	0.92
第273計算期間	△1.03
第274計算期間	0.20
第275計算期間	△0.44
第276計算期間	0.77
第277計算期間	△0.56
第278計算期間	0.63
第279計算期間	0.52
第280計算期間	△0.12
第281計算期間	0.56
第282計算期間	1.16
第283計算期間	△0.51
第284計算期間	△0.01
第285計算期間	△0.26
第286計算期間	1.90
第287計算期間	△0.82
第288計算期間	△0.03
第289計算期間	△1.07
第290計算期間	△2.13
第291計算期間	0.68
第292計算期間	2.27
第293計算期間	△1.02
第294計算期間	△0.77
第295計算期間	4.07
第296計算期間	△1.12
第297計算期間	1.01
第298計算期間	△1.40
第299計算期間	△0.82
第300計算期間	△1.11
第301計算期間	△4.20
第302計算期間	1.80
第303計算期間	0.92
第304計算期間	1.31
第305計算期間	1.71
第306計算期間	3.49
第307計算期間	△1.25
第308計算期間	1.39
第309計算期間	△0.05
第310計算期間	△1.32
第311計算期間	3.77

第312計算期間	△1.04
第313計算期間	2.34
第314計算期間	0.49
第315計算期間	0.34
第316計算期間	0.77
第317計算期間	2.95
第318計算期間	0.36
第319計算期間	2.09
第320計算期間	△4.63
第321計算期間	△2.64
第322計算期間	3.01
第323計算期間	△0.24

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第204計算期間	2,938,668,559	48,906,731,146	1,817,421,400,617
第205計算期間	3,124,323,093	27,007,341,303	1,793,538,382,407
第206計算期間	2,501,312,201	28,028,970,018	1,768,010,724,590
第207計算期間	2,464,685,401	32,290,837,258	1,738,184,572,733
第208計算期間	2,724,966,752	30,275,778,184	1,710,633,761,301
第209計算期間	1,895,628,956	26,300,640,359	1,686,228,749,898
第210計算期間	2,023,481,339	34,941,299,807	1,653,310,931,430
第211計算期間	2,913,439,544	29,845,384,281	1,626,378,986,693
第212計算期間	2,201,264,028	24,240,456,980	1,604,339,793,741
第213計算期間	3,661,114,603	23,005,252,517	1,584,995,655,827
第214計算期間	1,778,320,398	15,260,810,149	1,571,513,166,076
第215計算期間	1,806,291,215	19,898,708,356	1,553,420,748,935
第216計算期間	2,134,103,213	21,120,127,560	1,534,434,724,588
第217計算期間	2,655,442,772	17,560,970,566	1,519,529,196,794
第218計算期間	2,060,353,065	17,490,978,249	1,504,098,571,610
第219計算期間	2,195,180,711	15,200,030,611	1,491,093,721,710
第220計算期間	2,028,795,492	16,036,578,865	1,477,085,938,337
第221計算期間	1,811,372,241	11,455,874,114	1,467,441,436,464
第222計算期間	2,138,007,074	16,001,697,565	1,453,577,745,973
第223計算期間	1,814,333,700	14,983,706,467	1,440,408,373,206
第224計算期間	1,661,594,399	14,032,202,932	1,428,037,764,673
第225計算期間	986,331,369	47,807,069,291	1,381,217,026,751
第226計算期間	2,286,390,109	22,842,880,174	1,360,660,536,686
第227計算期間	919,687,526	30,136,242,862	1,331,443,981,350
第228計算期間	1,019,804,787	34,243,057,547	1,298,220,728,590
第229計算期間	909,158,590	22,130,039,554	1,276,999,847,626

第230計算期間	774,680,302	28,133,511,895	1,249,641,016,033
第231計算期間	878,615,260	23,953,857,070	1,226,565,774,223
第232計算期間	850,132,220	16,267,566,215	1,211,148,340,228
第233計算期間	770,560,658	17,633,060,182	1,194,285,840,704
第234計算期間	752,562,434	21,293,091,662	1,173,745,311,476
第235計算期間	681,208,479	19,153,322,033	1,155,273,197,922
第236計算期間	784,244,816	21,132,721,012	1,134,924,721,726
第237計算期間	771,330,982	17,277,986,219	1,118,418,066,489
第238計算期間	771,152,276	18,426,501,278	1,100,762,717,487
第239計算期間	732,127,923	19,951,277,467	1,081,543,567,943
第240計算期間	645,878,505	15,684,263,175	1,066,505,183,273
第241計算期間	936,065,697	13,454,144,558	1,053,987,104,412
第242計算期間	861,175,924	13,712,142,130	1,041,136,138,206
第243計算期間	1,764,227,814	11,235,957,880	1,031,664,408,140
第244計算期間	742,711,778	9,792,641,604	1,022,614,478,314
第245計算期間	651,430,719	10,362,481,444	1,012,903,427,589
第246計算期間	661,116,326	12,387,890,086	1,001,176,653,829
第247計算期間	647,661,811	10,982,320,165	990,841,995,475
第248計算期間	617,866,216	13,087,866,300	978,371,995,391
第249計算期間	624,405,381	10,834,169,005	968,162,231,767
第250計算期間	581,140,428	13,050,832,067	955,692,540,128
第251計算期間	606,460,244	11,511,449,246	944,787,551,126
第252計算期間	568,256,555	11,372,890,917	933,982,916,764
第253計算期間	855,345,510	7,747,073,556	927,091,188,718
第254計算期間	532,845,662	9,946,623,100	917,677,411,280
第255計算期間	540,111,817	10,547,788,477	907,669,734,620
第256計算期間	571,157,282	12,464,075,425	895,776,816,477
第257計算期間	768,735,203	7,104,450,875	889,441,100,805
第258計算期間	746,305,730	6,840,387,812	883,347,018,723
第259計算期間	537,399,737	8,177,995,634	875,706,422,826
第260計算期間	570,791,371	7,901,792,131	868,375,422,066
第261計算期間	526,070,842	8,070,893,159	860,830,599,749
第262計算期間	491,211,918	8,091,413,311	853,230,398,356
第263計算期間	495,501,019	8,707,972,975	845,017,926,400
第264計算期間	538,230,014	9,177,286,170	836,378,870,244
第265計算期間	555,377,662	8,632,594,472	828,301,653,434
第266計算期間	602,174,973	8,399,508,726	820,504,319,681
第267計算期間	458,268,278	10,430,228,686	810,532,359,273
第268計算期間	564,045,620	8,224,215,829	802,872,189,064
第269計算期間	503,535,936	2,782,339,088	800,593,385,912
第270計算期間	545,439,121	6,042,152,556	795,096,672,477
第271計算期間	586,467,887	5,027,096,504	790,656,043,860

第272計算期間	497,640,266	9,398,996,729	781,754,687,397
第273計算期間	521,383,887	6,882,327,133	775,393,744,151
第274計算期間	485,940,533	5,547,434,264	770,332,250,420
第275計算期間	509,265,565	5,751,551,573	765,089,964,412
第276計算期間	681,032,156	6,665,373,311	759,105,623,257
第277計算期間	358,084,458	9,846,153,893	749,617,553,822
第278計算期間	1,386,060,236	18,629,505,180	732,374,108,878
第279計算期間	378,600,127	7,921,213,808	724,831,495,197
第280計算期間	369,082,092	8,661,799,890	716,538,777,399
第281計算期間	297,777,688	6,034,460,615	710,802,094,472
第282計算期間	427,589,108	9,850,689,336	701,378,994,244
第283計算期間	345,371,744	7,466,133,051	694,258,232,937
第284計算期間	528,725,235	6,397,832,521	688,389,125,651
第285計算期間	651,310,385	7,634,427,287	681,406,008,749
第286計算期間	362,397,580	5,874,737,337	675,893,668,992
第287計算期間	352,035,683	8,501,252,426	667,744,452,249
第288計算期間	360,569,067	7,109,942,956	660,995,078,360
第289計算期間	261,112,398	5,898,302,369	655,357,888,389
第290計算期間	314,897,844	5,596,065,929	650,076,720,304
第291計算期間	273,720,049	5,286,954,145	645,063,486,208
第292計算期間	286,499,937	5,623,518,522	639,726,467,623
第293計算期間	250,174,507	5,489,162,340	634,487,479,790
第294計算期間	273,900,527	6,333,537,645	628,427,842,672
第295計算期間	316,677,688	5,284,442,969	623,460,077,391
第296計算期間	266,651,312	5,939,195,987	617,787,532,716
第297計算期間	274,616,712	6,009,588,858	612,052,560,570
第298計算期間	299,828,611	3,735,361,765	608,617,027,416
第299計算期間	369,758,320	4,878,513,685	604,108,272,051
第300計算期間	263,358,150	4,940,615,877	599,431,014,324
第301計算期間	270,585,219	2,928,622,177	596,772,977,366
第302計算期間	324,900,803	4,547,178,542	592,550,699,627
第303計算期間	287,470,727	3,790,741,081	589,047,429,273
第304計算期間	395,529,924	3,687,779,666	585,755,179,531
第305計算期間	283,930,580	4,482,379,134	581,556,730,977
第306計算期間	309,994,931	6,464,472,902	575,402,253,006
第307計算期間	345,174,024	8,721,195,099	567,026,231,931
第308計算期間	331,098,508	4,518,143,820	562,839,186,619
第309計算期間	281,520,028	6,029,052,188	557,091,654,459
第310計算期間	322,573,223	3,992,156,766	553,422,070,916
第311計算期間	387,116,023	5,665,829,125	548,143,357,814
第312計算期間	384,846,979	5,928,395,744	542,599,809,049
第313計算期間	361,911,233	4,590,449,730	538,371,270,552

第314計算期間	309,157,459	6,240,482,157	532,439,945,854
第315計算期間	429,802,151	5,836,806,694	527,032,941,311
第316計算期間	358,912,550	4,704,088,449	522,687,765,412
第317計算期間	213,944,403	4,882,162,491	518,019,547,324
第318計算期間	224,559,979	6,909,477,842	511,334,629,461
第319計算期間	294,901,761	4,139,829,707	507,489,701,515
第320計算期間	239,263,959	4,003,182,426	503,725,783,048
第321計算期間	223,970,768	2,880,124,497	501,069,629,319
第322計算期間	170,112,311	3,504,726,269	497,735,015,361
第323計算期間	211,439,141	4,222,373,821	493,724,080,681

(参考)

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

2024年11月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	122,151,679,143	42.94
	スペイン	25,505,250,432	8.96
	フランス	24,649,564,681	8.66
	日本	22,654,355,000	7.96
	イギリス	14,863,147,416	5.22
	オランダ	6,788,428,096	2.39
	ポーランド	5,879,048,451	2.07
	ベルギー	5,550,312,980	1.95
	オーストラリア	4,890,803,832	1.72
	中国	4,369,033,013	1.54
	ドイツ	4,018,383,916	1.41
	アイルランド	3,706,640,466	1.30
	ニュージーランド	2,598,578,678	0.91
	オーストリア	2,455,787,440	0.86
	カナダ	2,045,513,949	0.72
	ノルウェー	1,640,258,529	0.58
	シンガポール	1,128,756,650	0.40
	フィンランド	839,865,331	0.30
	デンマーク	658,396,532	0.23
	スウェーデン	407,706,415	0.14
	小計	256,801,510,950	90.26
地方債証券	カナダ	4,306,491,812	1.51
特殊債券	メキシコ	15,096,677,668	5.31
	オーストラリア	1,261,412,052	0.44
	小計	16,358,089,720	5.75

コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	7,036,047,066	2.48
純資産総額		284,502,139,548	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2024年11月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 321115	75,000,000	14,799.01	11,099,262,921	15,001.27	11,250,959,781	4.125000	2032/11/15	3.95
アメリカ	国債証券	3.125 T-BOND 440815	90,000,000	11,939.07	10,745,171,156	12,251.74	11,026,572,151	3.125000	2044/8/15	3.88
アメリカ	国債証券	3.5 T-NOTE 330215	60,000,000	14,121.27	8,472,765,702	14,324.12	8,594,476,464	3.500000	2033/2/15	3.02
アメリカ	国債証券	4.125 T-BOND 530815	60,000,000	13,831.57	8,298,943,548	14,254.64	8,552,787,387	4.125000	2053/8/15	3.01
スペイン	国債証券	3.15 SPAIN GOVT 330430	50,000,000	16,217.46	8,108,732,600	16,447.19	8,223,595,400	3.150000	2033/4/30	2.89
アメリカ	国債証券	3.875 T-NOTE 330815	55,000,000	14,466.91	7,956,804,991	14,679.19	8,073,554,877	3.875000	2033/8/15	2.84
アメリカ	国債証券	3.375 T-NOTE 330515	55,000,000	13,959.93	7,677,965,454	14,164.26	7,790,343,322	3.375000	2033/5/15	2.74
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 300831	50,000,000	14,899.70	7,449,853,437	15,038.67	7,519,335,156	4.125000	2030/8/31	2.64
アメリカ	国債証券	4 T-NOTE 291031	50,000,000	14,857.31	7,428,655,625	14,977.72	7,488,863,291	4.000000	2029/10/31	2.63
フランス	国債証券	2.75 O.A.T 290225	45,000,000	16,006.69	7,203,012,756	16,069.70	7,231,368,107	2.750000	2029/2/25	2.54
フランス	国債証券	2.75 O.A.T 300225	45,000,000	15,955.21	7,179,848,201	16,037.05	7,216,676,892	2.750000	2030/2/25	2.54
アメリカ	国債証券	4.625 T-NOTE 260228	45,000,000	15,119.92	6,803,967,901	15,121.98	6,804,895,246	4.625000	2026/2/28	2.39
日本	国債証券	第 1 8 6 回利付国 債（20 年）	7,000,000,000	94.84	6,639,220,000	95.58	6,690,880,000	1.500000	2043/9/20	2.35
スペイン	国債証券	3.55 SPAIN GOVT 331031	35,000,000	16,656.26	5,829,692,184	16,902.50	5,915,875,980	3.550000	2033/10/31	2.08
スペイン	国債証券	2.7 SPAIN GOVT 481031	40,000,000	13,773.84	5,509,539,472	14,239.71	5,695,886,256	2.700000	2048/10/31	2.00
スペイン	国債証券	3.45 SPAIN GOVT 430730	35,000,000	15,772.18	5,520,263,980	16,199.69	5,669,892,796	3.450000	2043/7/30	1.99
オースト ラリア	国債証券	1.75 AUST GOVT 321121	60,000,000	7,980.55	4,788,332,424	8,151.33	4,890,803,832	1.750000	2032/11/21	1.72
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 260331	30,000,000	15,101.96	4,530,590,806	15,106.67	4,532,003,994	4.500000	2026/3/31	1.59
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 310731	30,000,000	14,854.36	4,456,310,144	15,024.53	4,507,361,532	4.125000	2031/7/31	1.58
アメリカ	国債証券	3.875 T-NOTE 271015	30,000,000	14,909.12	4,472,738,438	14,954.46	4,486,340,356	3.875000	2027/10/15	1.58
ポーラ ンド	国債証券	7.5 POLAND 280725	100,000,000	3,979.87	3,979,875,303	3,990.29	3,990,295,354	7.500000	2028/7/25	1.40
アメリカ	国債証券	4.875 T-NOTE 260531	25,000,000	15,191.17	3,797,794,208	15,196.47	3,799,119,062	4.875000	2026/5/31	1.34
アメリカ	国債証券	4 T-NOTE 290731	25,000,000	14,875.27	3,718,817,641	14,982.14	3,745,535,703	4.000000	2029/7/31	1.32
オランダ	国債証券	2.5 NETH GOVT 330115	22,000,000	15,973.01	3,514,062,992	16,178.85	3,559,349,024	2.500000	2033/1/15	1.25
カナダ	地方債証 券	4.15 ONTARIO 340602	32,000,000	10,966.76	3,509,365,310	11,046.02	3,534,726,426	4.150000	2034/6/2	1.24
メキシコ	特殊債券	7.5 INTL FINAN 280118	484,410,000	700.88	3,395,155,247	703.90	3,409,807,560	7.500000	2028/1/18	1.20

イギリス	国債証券	4.25 GILT 390907	18,000,000	18,189.63	3,274,134,318	18,559.21	3,340,657,944	4.250000	2039/9/7	1.17
日本	国債証券	第75回利付国債 (30年)	4,000,000,000	81.27	3,250,840,000	81.69	3,267,600,000	1.300000	2052/6/20	1.15
オランダ	国債証券	2.5 NETH GOVT 330715	20,000,000	15,905.00	3,181,001,723	16,145.39	3,229,079,072	2.500000	2033/7/15	1.13
アメリカ	国債証券	4.375 T-NOTE 301130	20,000,000	15,089.30	3,017,861,891	15,234.75	3,046,950,008	4.375000	2030/11/30	1.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	90.26
地方債証券	1.51
特殊債券	5.75
合計	97.53

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

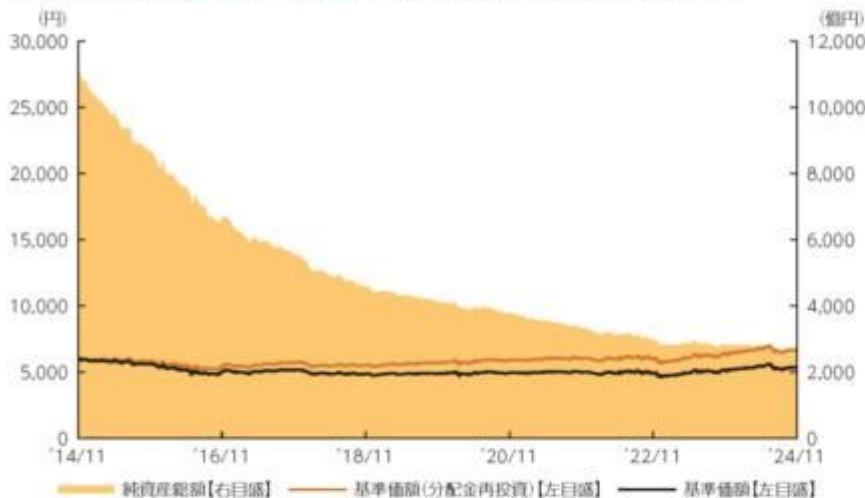
《参考情報》



運用実績

2024年11月29日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2014年11月28日～2024年11月29日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	5,267円
純資産総額	2,591億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2024年11月	5円
2024年10月	5円
2024年9月	5円
2024年8月	5円
2024年7月	5円
2024年6月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	9,336円

・分配金は1万円当たり、税引前

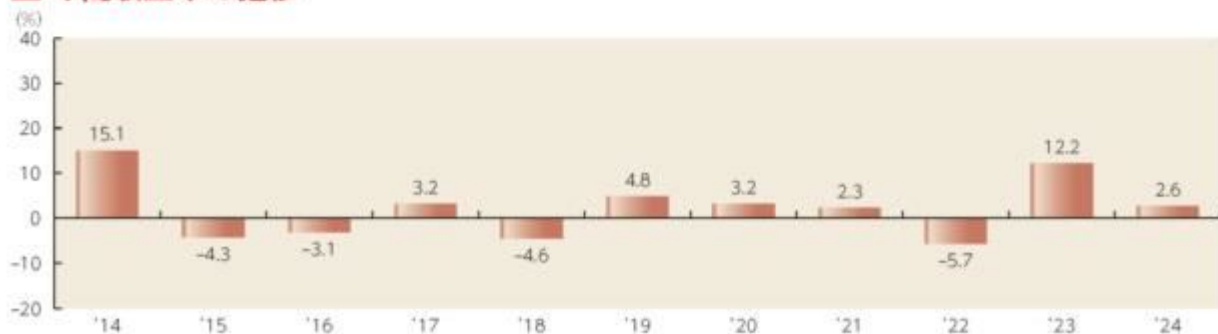
■ 主要な資産の状況

組入上位通貨	比率
1 アメリカドル	44.2%
2 ユーロ	26.1%
3 円	8.6%
4 メキシコペソ	5.6%
5 イギリスポンド	5.3%
6 カナダドル	2.3%
7 オーストラリアドル	2.2%
8 ポーランドズロチ	2.1%
9 中国元	1.5%
10 ニュージーランドドル	0.9%

組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 4.125 T-NOTE 321115	国債	アメリカ	3.9%
2 3.125 T-BOND 440815	国債	アメリカ	3.9%
3 3.5 T-NOTE 330215	国債	アメリカ	3.0%
4 4.125 T-BOND 530815	国債	アメリカ	3.0%
5 3.15 SPAIN GOVT 330430	国債	スペイン	2.9%
6 3.875 T-NOTE 330815	国債	アメリカ	2.8%
7 3.375 T-NOTE 330515	国債	アメリカ	2.7%
8 4.125 T-NOTE 300831	国債	アメリカ	2.6%
9 4 T-NOTE 291031	国債	アメリカ	2.6%
10 2.75 O.A.T 290225	国債	フランス	2.5%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■ 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2024年は年初から11月29日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×1.65%（税抜 1.50%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（1997年12月18日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月18日から翌月17日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるとときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、６ヵ月毎（毎年５月および１１月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年5月18日から2024年11月18日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2024年 5月17日現在]	当期 [2024年11月18日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,424,986,445	1,337,539,607
親投資信託受益証券	282,145,013,820	261,397,350,807
未収入金	255,108,897	222,522,300
未収利息	2,732	8,061
流動資産合計	283,825,111,894	262,957,420,775
資産合計	283,825,111,894	262,957,420,775
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	259,009,773	246,862,040
未払解約金	262,012,573	196,631,566
未払受託者報酬	12,652,357	12,769,553
未払委託者報酬	303,656,543	306,469,252
その他未払費用	670,564	676,775
流動負債合計	838,001,810	763,409,186
負債合計	838,001,810	763,409,186
純資産の部		
元本等		
元本	518,019,547,324	493,724,080,681
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△235,032,437,240	△231,530,069,092
（分配準備積立金）	5,602,403,378	7,473,778,525
元本等合計	282,987,110,084	262,194,011,589
純資産合計	282,987,110,084	262,194,011,589
負債純資産合計	283,825,111,894	262,957,420,775

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023年11月18日 至 2024年 5月17日	当期 自 2024年 5月18日 至 2024年11月18日
営業収益		
受取利息	105,818	775,076
有価証券売買等損益	18,150,253,474	△4,303,373,514
営業収益合計	18,150,359,292	△4,302,598,438
営業費用		
支払利息	29,607	-
受託者報酬	76,718,588	75,550,486
委託者報酬	1,841,246,028	1,813,211,595
その他費用	4,061,107	4,004,112
営業費用合計	1,922,055,330	1,892,766,193
営業利益又は営業損失（△）	16,228,303,962	△6,195,364,631
経常利益又は経常損失（△）	16,228,303,962	△6,195,364,631
当期純利益又は当期純損失（△）	16,228,303,962	△6,195,364,631
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	85,134,132	△51,998,642
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△263,946,473,777	△235,032,437,240
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,339,541,343	11,782,057,996
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,339,541,343	11,782,057,996
剰余金減少額又は欠損金増加額	978,099,000	628,784,443
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	978,099,000	628,784,443
分配金	1,590,575,636	1,507,539,416
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△235,032,437,240	△231,530,069,092

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年5月17日および11月17日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は2024年5月18日から2024年11月18日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [2024年5月17日現在]	当期 [2024年11月18日現在]
1. 期首元本額	548,143,357,814円	518,019,547,324円
期中追加設定元本額	2,058,574,775円	1,364,247,919円
期中一部解約元本額	32,182,385,265円	25,659,714,562円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	235,032,437,240円	231,530,069,092円
3. 受益権の総数	518,019,547,324口	493,724,080,681口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023年11月18日 至 2024年 5月17日			当期 自 2024年 5月18日 至 2024年11月18日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
第312期 2023年11月18日 2023年12月18日			第318期 2024年 5月18日 2024年 6月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	456,958,953円	費用控除後の配当等収益額	A	651,654,849円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	5,475,507,130円	収益調整金額	C	5,177,077,719円
分配準備積立金額	D	3,550,284,447円	分配準備積立金額	D	5,527,699,313円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,482,750,530円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,356,431,881円
当ファンドの期末残存口数	F	542,599,809,049口	当ファンドの期末残存口数	F	511,334,629,461口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	174円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	222円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	271,299,904円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	255,667,314円
第313期 2023年12月19日 2024年 1月17日			第319期 2024年 6月18日 2024年 7月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	709,620,593円	費用控除後の配当等収益額	A	800,673,595円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	5,435,534,122円	収益調整金額	C	5,141,802,901円
分配準備積立金額	D	3,704,350,270円	分配準備積立金額	D	5,875,742,766円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,849,504,985円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,818,219,262円
当ファンドの期末残存口数	F	538,371,270,552口	当ファンドの期末残存口数	F	507,489,701,515口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	182円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	232円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	269,185,635円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	253,744,850円
第314期 2024年 1月18日 2024年 2月19日			第320期 2024年 7月18日 2024年 8月19日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	667,486,304円	費用控除後の配当等収益額	A	539,533,421円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	5,378,232,022円	収益調整金額	C	5,106,878,547円
分配準備積立金額	D	4,096,759,121円	分配準備積立金額	D	6,372,022,724円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,142,477,447円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,018,434,692円
当ファンドの期末残存口数	F	532,439,945,854口	当ファンドの期末残存口数	F	503,725,783,048口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	190円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	238円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円

前期 自 2023年11月18日 至 2024年 5月17日			当期 自 2024年 5月18日 至 2024年11月18日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	266,219,972円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	251,862,891円
第315期 2024年 2月20日 2024年 3月18日			第321期 2024年 8月20日 2024年 9月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	554,994,843円	費用控除後の配当等収益額	A	435,078,433円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	5,327,559,583円	収益調整金額	C	5,083,061,548円
分配準備積立金額	D	4,448,728,914円	分配準備積立金額	D	6,621,623,738円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,331,283,340円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,139,763,719円
当ファンドの期末残存口数	F	527,032,941,311口	当ファンドの期末残存口数	F	501,069,629,319口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	196円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	242円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	263,516,470円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	250,534,814円
第316期 2024年 3月19日 2024年 4月17日			第322期 2024年 9月18日 2024年10月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	686,583,354円	費用控除後の配当等収益額	A	755,600,108円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	5,287,101,841円	収益調整金額	C	5,051,660,954円
分配準備積立金額	D	4,697,916,054円	分配準備積立金額	D	6,758,573,371円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,671,601,249円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,565,834,433円
当ファンドの期末残存口数	F	522,687,765,412口	当ファンドの期末残存口数	F	497,735,015,361口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	204円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	252円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	261,343,882円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	248,867,507円
第317期 2024年 4月18日 2024年 5月17日			第323期 2024年10月18日 2024年11月18日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	786,096,327円	費用控除後の配当等収益額	A	516,953,173円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	5,242,135,080円	収益調整金額	C	5,014,201,439円
分配準備積立金額	D	5,075,316,824円	分配準備積立金額	D	7,203,687,392円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,103,548,231円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,734,842,004円
当ファンドの期末残存口数	F	518,019,547,324口	当ファンドの期末残存口数	F	493,724,080,681口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	214円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	257円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	259,009,773円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	246,862,040円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2023年11月18日 至 2024年 5月17日	当期 自 2024年 5月18日 至 2024年11月18日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2024年 5月17日現在]	当期 [2024年11月18日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [2024年 5月17日現在]	当期 [2024年11月18日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	8,450,978,612	△352,382,517
合計	8,450,978,612	△352,382,517

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [2024年 5月17日現在]	当期 [2024年11月18日現在]
1口当たり純資産額	0.5463円	0.5311円
(1万口当たり純資産額)	(5,463円)	(5,311円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド	100,680,719,026	261,397,350,807	
合計		100,680,719,026	261,397,350,807	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
[2024年11月18日現在]	
資産の部	
流動資産	
預金	4,043,288,453
金銭信託	852,361
コール・ローン	1,184,446,425
国債証券	258,498,596,125
地方債証券	4,359,231,808
特殊債券	16,723,290,000
未収利息	2,839,235,994
前払費用	392,720,551
流動資産合計	288,041,661,717
資産合計	288,041,661,717
負債の部	
流動負債	
未払解約金	282,757,418
流動負債合計	282,757,418
負債合計	282,757,418
純資産の部	
元本等	
元本	110,833,571,889
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	176,925,332,410
元本等合計	287,758,904,299
純資産合計	287,758,904,299
負債純資産合計	288,041,661,717

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

[2024年11月18日現在]	
1. 期首	2024年 5月18日
期首元本額	117,719,652,377円
期中追加設定元本額	275,705,615円
期中一部解約元本額	7,161,786,103円
元本の内訳※	
グローバル・ソブリン・オープン（DC年金）	1,207,445,023円

	[2024年11月18日現在]
グローバル・ソブリン・オープン ＶＡ（適格機関投資家専用）	223,767,662円
グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）	100,680,719,026円
グローバル・ソブリン・オープン（３ヵ月決算型）	6,548,519,139円
グローバル・ソブリン・オープン（１年決算型）	1,192,007,030円
グローバル・ソブリン・オープン（資産成長型）	857,999,919円
グローバル・ソブリン・オープン ＶＡ２（適格機関投資家専用）	73,379,616円
グローバル・ソブリン・オープン ＶＡ３（適格機関投資家専用）	49,734,474円
合計	110,833,571,889円
２．受益権の総数	110,833,571,889口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 5月18日 至 2024年11月18日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年11月18日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2024年11月18日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△5,594,987,281
地方債証券	△55,222,227
特殊債券	△102,334,440
合計	△5,752,543,948

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[2024年11月18日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.5963円 (25,963円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	第４６１回利付国債（２年）	1,000,000,000	998,320,000	
		第４６２回利付国債（２年）	1,000,000,000	998,070,000	
		第４６４回利付国債（２年）	1,000,000,000	997,520,000	
		第４６５回利付国債（２年）	2,500,000,000	2,493,300,000	
		第７５回利付国債（３０年）	4,000,000,000	3,250,840,000	
		第８０回利付国債（３０年）	2,500,000,000	2,267,550,000	
		第８３回利付国債（３０年）	1,500,000,000	1,481,415,000	
		第１８６回利付国債（２０年）	7,000,000,000	6,639,220,000	
		第１８８回利付国債（２０年）	2,000,000,000	1,917,880,000	
		第１８９回利付国債（２０年）	1,500,000,000	1,507,530,000	
円合計			24,000,000,000	22,551,645,000	
アメリカ ドル	国債証券	1.75 T-BOND 410815	15,000,000.00	9,895,898.40	
		3.125 T-BOND 440815	90,000,000.00	71,282,812.50	
		3.375 T-NOTE 330515	55,000,000.00	50,935,156.25	
		3.5 T-NOTE 330215	60,000,000.00	56,207,812.80	
		3.875 T-NOTE 271015	30,000,000.00	29,671,875.00	
		3.875 T-NOTE 290930	20,000,000.00	19,608,203.20	
		3.875 T-NOTE 330815	55,000,000.00	52,784,960.80	
		4 T-NOTE 290731	25,000,000.00	24,670,410.25	
		4 T-NOTE 291031	50,000,000.00	49,281,250.00	
		4 T-NOTE 300228	15,000,000.00	14,767,968.75	
		4.125 T-BOND 530815	60,000,000.00	55,054,687.20	
		4.125 T-NOTE 271031	5,000,000.00	4,979,492.20	
		4.125 T-NOTE 291031	20,000,000.00	19,839,843.80	
		4.125 T-NOTE 300831	50,000,000.00	49,421,875.00	
		4.125 T-NOTE 310731	30,000,000.00	29,562,890.70	
		4.125 T-NOTE 321115	75,000,000.00	73,631,835.75	
		4.25 T-BOND 540215	8,000,000.00	7,511,093.76	
		4.375 T-NOTE 280831	20,000,000.00	20,040,625.00	
		4.375 T-NOTE 301130	20,000,000.00	20,020,312.40	
		4.375 T-NOTE 340515	20,000,000.00	19,893,750.00	
4.5 T-NOTE 260331	30,000,000.00	30,055,664.10			

		4.625 T-BOND 540515	5,000,000.00	4,999,218.75	
		4.625 T-NOTE 260228	45,000,000.00	45,137,109.60	
		4.875 T-NOTE 260531	25,000,000.00	25,194,336.00	
		6.125 T-BOND 271115	15,000,000.00	15,783,398.40	
アメリカドル合計			843,000,000.00	800,232,480.61 (123,515,883,382)	
カナダドル	国債証券	2.5 CAN GOVT 321201	20,000,000.00	18,962,574.00	
	国債証券 小計		20,000,000.00	18,962,574.00 (2,079,246,239)	
	地方債証券	4.15 BRITISH COL 340618	7,000,000.00	7,125,794.13	
		4.15 ONTARIO 340602	32,000,000.00	32,630,081.92	
	地方債証券 小計		39,000,000.00	39,755,876.05 (4,359,231,808)	
カナダドル合計			59,000,000.00	58,718,450.05 (6,438,478,047)	
オーストラリアドル	国債証券	1.75 AUST GOVT 321121	60,000,000.00	48,840,600.00	
	国債証券 小計		60,000,000.00	48,840,600.00 (4,882,106,376)	
	特殊債券	2.25 VICTORIA 341120	4,000,000.00	3,026,360.00	
		5.25 VICTORIA 380915	10,000,000.00	9,571,500.00	
	特殊債券 小計		14,000,000.00	12,597,860.00 (1,259,282,085)	
オーストラリアドル合計			74,000,000.00	61,438,460.00 (6,141,388,461)	
イギリスポンド	国債証券	1.5 GILT 530731	20,000,000.00	9,628,000.00	
		3.25 GILT 440122	10,000,000.00	7,975,000.00	
		3.5 GILT 450122	15,000,000.00	12,322,972.50	
		3.75 GILT 380129	8,000,000.00	7,307,920.00	
		4.25 GILT 390907	18,000,000.00	17,098,200.00	
		4.25 GILT 461207	15,000,000.00	13,651,500.00	
		4.75 GILT 431022	8,000,000.00	7,870,400.00	
イギリスポンド合計			94,000,000.00	75,853,992.50 (14,793,045,617)	
シンガポールドル	国債証券	2.875SINGAPORG0VT 300901	10,000,000.00	10,010,000.00	
シンガポールドル合計			10,000,000.00	10,010,000.00 (1,152,651,500)	
ニュージーランドドル	国債証券	1.5 NZ GOVT 310515	5,000,000.00	4,166,463.50	
		1.75 NZ GOVT 410515	15,000,000.00	9,435,879.90	
		3.5 NZ GOVT 330414	13,000,000.00	11,976,044.08	
		4.25 NZ GOVT 340515	3,000,000.00	2,897,587.38	
			36,000,000.00	28,475,974.86	

ニュージーランドドル合計				(2,582,201,400)	
スウェーデンクローネ	国債証券	1.75 SWD GOVT 331111	30,000,000.00	29,176,200.00	
スウェーデンクローネ合計			30,000,000.00	29,176,200.00 (410,800,896)	
ノルウェークローネ	国債証券	1.25 NORWE GOVT 310917	40,000,000.00	34,154,000.00	
		2.125 NORWE GOVT 320518	20,000,000.00	17,954,000.00	
		3 NORWE GOVT 330815	70,000,000.00	66,128,405.00	
ノルウェークローネ合計			130,000,000.00	118,236,405.00 (1,649,397,849)	
デンマーククローネ	国債証券	2.25 DMK GOVT 331115	30,000,000.00	30,500,634.00	
デンマーククローネ合計			30,000,000.00	30,500,634.00 (665,523,833)	
メキシコペソ	特殊債券	4.25 IBRD 260122	23,900,000.00	22,441,622.00	
		4.5 EIB 280216	150,000,000.00	129,844,500.00	
		6.75 IBRD 270617	290,000,000.00	271,454,500.00	
		7 INTL FINAN 270720	351,000,000.00	329,395,950.00	
		7.07 IBRD 290626	320,000,000.00	300,129,376.00	
		7.25 IBRD 270121	100,000,000.00	95,645,000.00	
		7.5 IADB 241205	205,000,000.00	205,055,350.00	
		7.5 INTL FINAN 280118	484,410,000.00	460,204,032.30	
		7.75 EIB 250130	223,240,000.00	221,853,463.05	
メキシコペソ合計			2,147,550,000.00	2,036,023,793.35 (15,464,007,915)	
ポーランドズロチ	国債証券	4.75 POLAND 290725	10,000,000.00	9,748,900.00	
		6 POLAND 331025	40,000,000.00	40,944,948.00	
		7.5 POLAND 280725	100,000,000.00	107,650,900.00	
ポーランドズロチ合計			150,000,000.00	158,344,748.00 (5,963,849,085)	
中国元	国債証券	2.6 CHINA GOVT 300915	50,000,000.00	52,067,465.00	
		3.12 CHINA GOVT 521025	70,000,000.00	81,838,946.00	
		3.32 CHINA GOVT 520415	20,000,000.00	24,151,250.00	
中国元合計			140,000,000.00	158,057,661.00 (3,372,697,593)	
ユーロ	国債証券	0.5 O.A.T 400525	5,000,000.00	3,313,435.00	
		0.5 O.A.T 440625	15,000,000.00	8,928,346.05	
		0.75 O.A.T 530525	25,000,000.00	12,845,281.25	
		1.125 FINNISH GOV 340415	6,000,000.00	5,191,567.50	
		1.3 IRISH GOVT 330515	15,000,000.00	13,584,271.80	
		1.35 IRISH GOVT 310318	10,000,000.00	9,373,100.00	
		1.6 BEL GOVT 470622	25,000,000.00	18,161,000.00	

	2.5 NETH GOVT 330115	22,000,000.00	22,073,260.00	
	2.5 NETH GOVT 330715	20,000,000.00	19,981,166.60	
	2.7 SPAIN GOVT 481031	40,000,000.00	34,607,660.00	
	2.75 O.A.T 290225	50,000,000.00	50,273,425.00	
	2.75 O.A.T 300225	45,000,000.00	45,099,549.00	
	2.9 AUSTRIA GOVT 330220	15,000,000.00	15,198,060.00	
	2.9 SCHATS 260618	15,000,000.00	15,165,405.00	
	3.1 SCHATS 250918	10,000,000.00	10,056,675.00	
	3.15 SPAIN GOVT 330430	50,000,000.00	50,934,250.00	
	3.45 SPAIN GOVT 430730	35,000,000.00	34,675,025.00	
	3.5 O.A.T 331125	10,000,000.00	10,393,097.00	
	3.55 SPAIN GOVT 331031	35,000,000.00	36,618,669.50	
	4 O.A.T 381025	15,000,000.00	16,272,736.50	
	4.25 BEL GOVT 410328	14,000,000.00	15,785,406.00	
	4.75 O.A.T 350425	10,000,000.00	11,473,205.00	
ユーロ合計		487,000,000.00	460,004,591.20 (74,879,547,355)	
合計			279,581,117,933 (257,029,472,933)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 25銘柄	100.00%	44.18%
カナダドル	国債証券 1銘柄	32.29%	0.74%
	地方債証券 2銘柄	67.71%	1.56%
オーストラリアドル	国債証券 1銘柄	79.50%	1.75%
	特殊債券 2銘柄	20.50%	0.45%
イギリスポンド	国債証券 7銘柄	100.00%	5.29%
シンガポールドル	国債証券 1銘柄	100.00%	0.41%
ニュージーランドドル	国債証券 4銘柄	100.00%	0.92%
スウェーデンクローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.15%
ノルウェークローネ	国債証券 3銘柄	100.00%	0.59%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.24%
メキシコペソ	特殊債券 9銘柄	100.00%	5.53%
ポーランドズロチ	国債証券 3銘柄	100.00%	2.13%
中国元	国債証券 3銘柄	100.00%	1.21%
ユーロ	国債証券 22銘柄	100.00%	26.78%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

2024年11月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	259,491,126,383
II 負債総額	302,895,201
III 純資産総額（I－II）	259,188,231,182
IV 発行済口数	492,064,728,174口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.5267
（10,000口当たり）	（5,267）

(参考)

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

2024年11月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	284,712,888,852
II 負債総額	210,749,304
III 純資産総額（I－II）	284,502,139,548
IV 発行済口数	110,436,100,207口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	2.5762
（10,000口当たり）	（25,762）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2024年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024年11月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	817	38,818,320
追加型公社債投資信託	16	1,519,522
単位型株式投資信託	87	385,545
単位型公社債投資信託	45	113,490
合 計	965	40,836,877

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当中間会計期間より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度に係る中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)

第38期
(2023年3月31日現在)

第39期
(2024年3月31日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	※2	51,733,041	※2	58,206,340
有価証券		1,579,691		15,283
前払費用		770,747		679,199
未収入金		81,854		138,388
未収委託者報酬		16,753,855		21,064,747
未収収益	※2	688,142	※2	1,485,701
金銭の信託		10,400,000		10,500,500
その他		745,576		371,400
流動資産合計		82,752,908		92,461,561

固定資産

有形固定資産

建物	※1	181,551	※1	2,936,036
器具備品	※1	730,357	※1	1,531,857
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		1,111,177		45,140
有形固定資産合計		2,651,520		5,141,467

無形固定資産

電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,183,644		5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739		1,587,548
無形固定資産合計		6,107,206		6,612,357

投資その他の資産

投資有価証券		12,022,365		13,788,071
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	807,066	※1	1,788,120
長期差入保証金		689,492		689,867
前払年金費用		118,832		47,573
繰延税金資産		1,675,132		1,088,836
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		15,494,056		17,583,636

固定資産合計

固定資産合計		24,252,782		29,337,461
--------	--	------------	--	------------

資産合計

資産合計		107,005,691		121,799,022
------	--	-------------	--	-------------

(単位：千円)

第38期
(2023年3月31日現在)第39期
(2024年3月31日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		507,559		807,451
未払金				
未払収益分配金		114,094		105,550
未払償還金		7,418		43,553
未払手数料	※2	6,139,595	※2	7,523,485
その他未払金	※2	955,697	※2	885,002
未払費用	※2	5,778,896	※2	8,611,140
未払消費税等		439,657		623,219
未払法人税等		2,375,281		2,235,007

賞与引当金	849,840	1,182,242
役員賞与引当金	154,872	175,992
その他	5,517	12,303
流動負債合計	17,328,431	22,204,949
固定負債		
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
役員退職慰労引当金	75,667	30,105
時効後支払損引当金	254,296	250,350
資産除去債務	-	1,428,586
その他	-	29,109
固定負債合計	1,663,846	3,346,253
負債合計	18,992,277	25,551,202
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	33,267,700	40,236,787
利益剰余金合計	40,608,289	47,577,377
株主資本合計	87,341,133	94,310,221

(単位：千円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672,279	1,937,598
評価・換算差額等合計	672,279	1,937,598
純資産合計	88,013,413	96,247,820
負債純資産合計	107,005,691	121,799,022

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,121,445	98,635,342
投資顧問料	2,750,601	3,117,320
その他営業収益	10,412	148,442
営業収益合計	86,882,459	101,901,104

営業費用				
支払手数料	※4	31,461,274	※4	34,494,219
広告宣伝費		798,894		593,586
公告費		375		1,017
調査費				
調査費		2,849,042		3,537,103
委託調査費		19,236,505		27,296,058
事務委託費		1,751,807		1,861,577
営業雑経費				
通信費		113,480		137,737
印刷費		367,379		390,143
協会費		58,128		68,869
諸会費		18,447		20,108
事務機器関連費		2,238,382		2,531,009
その他営業雑経費		-		139,012
営業費用合計		58,893,717		71,070,444
一般管理費				
給料				
役員報酬		416,461		400,592
給料・手当		6,565,766		7,202,711
賞与引当金繰入		849,840		1,182,242
役員賞与引当金繰入		154,872		175,992
福利厚生費		1,279,885		1,424,215
交際費		8,942		10,054
旅費交通費		75,274		108,782
租税公課		403,955		397,138
不動産賃借料		719,707		728,550
退職給付費用		388,176		381,449
固定資産減価償却費		2,418,341		2,469,755
諸経費		444,313		490,104
一般管理費合計		13,725,534		14,971,590
営業利益		14,263,207		15,859,070

(単位：千円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	47,353	54,618
受取利息	※4 10,279	※4 12,836
投資有価証券償還益	609,102	204,527
収益分配金等時効完成分	94,351	17,722
受取賃貸料	※4 65,808	※4 162,111
その他	36,894	44,734
営業外収益合計	863,788	496,550
営業外費用		
投資有価証券償還損	32,995	234,700
時効後支払損引当金繰入	31,951	-
事務過誤費	2,680	10,822

賃貸関連費用		14,262		108,773
その他		32,394		25,903
営業外費用合計		114,284		380,199
経常利益		15,012,711		15,975,421
特別利益				
投資有価証券売却益		387,113		464,927
固定資産売却益		-	※1	16,229
資産除去債務履行差額		-		87,050
特別利益合計		387,113		568,207
特別損失				
投資有価証券売却損		15,828		57,011
投資有価証券評価損		104,554		31,651
固定資産除却損	※3	32,791	※3	20,246
固定資産売却損		-	※2	65,427
減損損失	※5	315,350		-
企業結合関連費用		-	※6	1,187,136
特別損失合計		468,524		1,361,473
税引前当期純利益		14,931,300		15,182,154
法人税、住民税及び事業税	※4	4,860,444	※4	4,542,085
法人税等調整額		△271,471		102,468
法人税等合計		4,588,973		4,644,553
当期純利益		10,342,327		10,537,601

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途 積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当期変動額					
剰余金の配当			△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125

当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133
当期変動額					
企業結合による増加			1,602,526	1,602,526	1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039	△5,171,039	△5,171,039
当期純利益			10,537,601	10,537,601	10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,969,087	6,969,087	6,969,087

当期末残高	342,589	6,998,000	40,236,787	47,577,377	94,310,221
-------	---------	-----------	------------	------------	------------

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413
当期変動額			
企業結合による増加			1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039
当期純利益			10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265,319	1,265,319	1,265,319
当期変動額合計	1,265,319	1,265,319	8,234,406
当期末残高	1,937,598	1,937,598	96,247,820

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	1,006,606千円	498,805千円
器具備品	1,985,072千円	1,643,689千円
投資不動産	163,978千円	211,090千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
預金	40,165,058千円	39,776,992千円
未収収益	15,046千円	12,312千円
未払手数料	790,279千円	886,173千円
その他未払金	77,007千円	105,407千円
未払費用	277,358千円	599,493千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産売却益の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	-	16,229千円
計	-	16,229千円

※2.固定資産売却損の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	-	65,427千円
計	-	65,427千円

※3.固定資産除却損の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物	1,047千円	15,825千円
器具備品	29,762千円	3,986千円
ソフトウェア	1,981千円	434千円
計	32,791千円	20,246千円

※4.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
支払手数料	4,893,312千円	5,006,309千円
受取利息	10,236千円	12,747千円
受取賃貸料	68,168千円	152,876千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200千円	132,303千円

※5.減損損失

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区（本社）	ホームページ	ソフトウェア	315,350千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当事業年度については、該当事項はありません。

※6.企業結合関連費用

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

前事業年度については、該当事項はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 6,075,125千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 28,713円 |
| ③ | 基準日 | 2022年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 2022年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 5,171,039千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 24,440円 |
| ④ | 基準日 | 2023年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 2023年6月29日 |

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 5,171,039千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 24,440円 |
| ③ | 基準日 | 2023年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 2023年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | | |
|---|----------|--------------|
| ① | 配当金の総額 | 45,747,620千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 216,218円 |
| ④ | 基準日 | 2024年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 2024年6月27日 |

（リース取引関係）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
1年内	962,809千円	681,212千円
1年超	1,532,728千円	851,515千円
合計	2,495,537千円	1,532,728千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	—
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	—
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	—
資産計	24,002,056	24,002,056	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,733,041	—	—	—
金銭の信託	10,400,000	—	—	—
未収委託者報酬	16,753,855	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	—
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	—

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	15,283	15,283	—
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	—
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	—
資産計	24,303,855	24,303,855	—

- (注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等
関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。
- (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206,340	—	—	—
金銭の信託	10,500,500	—	—	—
未収委託者報酬	21,064,747	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	1,579,691	—	1,579,691
金銭の信託	—	10,400,000	—	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	—	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	—	24,002,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	15,283	—	15,283
金銭の信託	—	10,500,500	—	10,500,500
投資有価証券	2,014,968	11,773,103	—	13,788,071
資産計	2,014,968	22,288,887	—	24,303,855

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第38期（2023年3月31日現在）及び第39期（2024年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円）を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,939,577	7,241,136	△301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	△301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は

10,500,000千円）を含めております。

3.売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	17,240	—	14,120
債券	—	—	—
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31,651千円（その他有価証券のその他31,651千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,723,521 千円	3,582,778 千円
勤務費用	196,190	182,947
利息費用	25,925	39,626
数理計算上の差異の発生額	△186,130	△79,379
退職給付の支払額	△176,727	△300,286
過去勤務費用の発生額	—	—
企業結合による影響額	—	226,499
退職給付債務の期末残高	3,582,778	3,652,185

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年金資産の期首残高	2,583,927 千円	2,425,752 千円
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の発生額	△103,934	227,699

事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△100,694	△204,536
年金資産の期末残高	2,425,752	2,492,542

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,468,195 千円	2,250,427 千円
年金資産	△2,425,752	△2,492,542
	42,442	△242,114
非積立型制度の退職給付債務	1,114,583	1,401,758
未積立退職給付債務	1,157,025	1,159,643
未認識数理計算上の差異	281,343	558,841
未認識過去勤務費用	△223,319	△157,957
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,215,049	1,560,527
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
前払年金費用	△118,832	△47,573
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,215,049	1,560,527

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	196,190 千円	182,947 千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	△46,453	△43,626
数理計算上の差異の 費用処理額	△6,532	△29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る 調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る 退職給付費用	236,091	251,429

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産

を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.066～1.13%	1.39～1.41%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度152,084千円、当事業年度164,524千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	—
資産除去債務	—	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
繰延税金資産 小計	2,009,420	1,963,847
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,009,420	1,963,847
繰延税金負債		
前払年金費用	△36,386	△14,567
その他有価証券評価差額金	△296,702	△855,135
その他	△1,199	△5,308
繰延税金負債 合計	△334,288	△875,010
繰延税金資産の純額	1,675,132	1,088,836

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第38期（2023年3月31日現在）及び第39期（2024年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

当社は、2023年7月31日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を2023年10月1日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023年10月1日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023年10月1日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1.取引の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2)企業結合日

2023年10月1日

(3)企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする無対価吸収分割

(4)結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(5)企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

2.会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号2019年1月16日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）」に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2.当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.当該資産除去債務の総額の増減

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
期首残高	—	—
有形固定資産の取得に伴う増加	—	1,420,750千円
時の経過による調整額	—	7,835千円
期末残高	—	1,428,586千円

（収益認識関係）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期（自2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に 伴う支払 (注1)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	4,893,312 千円	未払手数料	790,279 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	463,416 千円	未払費用	253,093 千円

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通算 制度に伴う通 算税効果額 (注4)	132,303 千円	その他未払金	105,407 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,006,309 千円	未払手数料	886,173 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	463,831 千円	未払費用	260,800 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,354,007 千円	未払手数料	1,028,586 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	7,493,449 千円	未払手数料	1,449,414 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

(1 株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1 株当たり純資産額	415,979.76円	454,898.22円
1 株当たり当期純利益金額	48,881.17円	49,804.10円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第40期中間会計期間
(2024年9月30日現在)

(資産の部)
流動資産

現金及び預金		28,443
有価証券		7
前払費用		812
未収入金		145
未収委託者報酬		23,384
未収収益		1,003
金銭の信託		1,999
その他		324
流動資産合計		56,120
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	2,853
器具備品	※1	1,306
土地		628
建設仮勘定		193
有形固定資産合計		4,981
無形固定資産		
ソフトウェア		3,983
ソフトウェア仮勘定		1,356
無形固定資産合計		5,340
投資その他の資産		
投資有価証券		12,099
関係会社株式		159
投資不動産	※1	1,750
長期差入保証金		690
前払年金費用		14
繰延税金資産		1,692
その他		45
貸倒引当金		△23
投資その他の資産合計		16,428
固定資産合計		26,750
資産合計		82,871

(単位：百万円)

第40期中間会計期間
(2024年9月30日現在)

(負債の部)		
流動負債		
預り金		943
未払金		
未払収益分配金		114
未払償還金		151
未払手数料		8,340
その他未払金		679
未払費用		8,675
未払消費税等	※2	845
未払法人税等		2,907
賞与引当金		1,176
役員賞与引当金		115
その他		9
流動負債合計		23,958
固定負債		
退職給付引当金		1,644

役員退職慰労引当金	25
時効後支払損引当金	249
資産除去債務	1,436
その他	29
固定負債合計	3,384
負債合計	27,343

(純資産の部)

株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	
資本準備金	3,572
その他資本剰余金	41,160
資本剰余金合計	44,732
利益剰余金	
利益準備金	342
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	6,910
利益剰余金合計	7,253
株主資本合計	53,986

(単位：百万円)

第40期中間会計期間
(2024年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,542
評価・換算差額等合計	1,542
純資産合計	55,528
負債純資産合計	82,871

(2)中間損益計算書

(単位：百万円)

第40期中間会計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	56,145
投資顧問料	1,713
その他営業収益	2
営業収益合計	57,862
営業費用	
支払手数料	19,522
広告宣伝費	203
公告費	0
調査費	
調査費	2,206
委託調査費	15,946
事務委託費	1,042
営業雑経費	
通信費	80
印刷費	215
協会費	41
諸会費	11
事務機器関連費	1,405
営業費用合計	40,676

一般管理費		
給料		
役員報酬		232
給料・手当		3,459
賞与引当金繰入		1,089
役員賞与引当金繰入		115
福利厚生費		725
交際費		4
旅費交通費		60
租税公課		281
不動産賃借料		325
退職給付費用		189
固定資産減価償却費	※1	1,218
諸経費		524
一般管理費合計		8,224
営業利益		8,960

(単位：百万円)

第40期中間会計期間

(自 2024年4月1日

至 2024年9月30日)

営業外収益		
受取配当金		49
受取利息		4
投資有価証券償還益		22
収益分配金等時効完成分		3
受取賃貸料		112
その他		3
営業外収益合計		195
営業外費用		
投資有価証券償却損		6
時効後支払損引当金繰入		19
事務過誤費		7
賃貸関連費用	※1	94
その他		10
営業外費用合計		137
経常利益		9,017
特別利益		
投資有価証券売却益		497
特別利益合計		497
特別損失		
投資有価証券売却損		58
固定資産除却損		18
固定資産売却損		3
減損損失	※2	1,306
事業譲渡関連損失		285
特別損失合計		1,672
税引前中間純利益		7,842
法人税、住民税及び事業税		2,847
法人税等調整額		△428
法人税等合計		2,418
中間純利益		5,423

(3)中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当中間期変動額					
剰余金の配当			△45,747	△45,747	△45,747
中間純利益			5,423	5,423	5,423
別途積立金の取崩		△6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	△6,998	△33,326	△40,324	△40,324
当中間期末残高	342	—	6,910	7,253	53,986

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当中間期変動額			
剰余金の配当			△45,747
中間純利益			5,423
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△395	△395	△395
当中間期変動額合計	△395	△395	△40,719
当中間期末残高	1,542	1,542	55,528

[重要な会計方針]

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 3年～20年

投資不動産 3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

	第40期中間会計期間 (2024年9月30日現在)
建物	590百万円
器具備品	1,894百万円
投資不動産	249百万円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	331百万円
無形固定資産	886百万円
投資不動産	38百万円

※2 減損損失

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて将来の利用終了が見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	45,747百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	216,218円
④	基準日	2024年3月31日
⑤	効力発生日	2024年6月27日

（リース取引関係）

第40期中間会計期間(2024年9月30日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	681百万円
1年超	510百万円
合 計	1,192百万円

（金融商品関係）

第40期中間会計期間(2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	7	7	—
(2) 金銭の信託	1,999	1,999	—
(3) 投資有価証券	12,099	12,099	—
資産計	14,106	14,106	—

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 159百万円）は、市場価格がないため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが

それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	7	—	7
金銭の信託	—	1,999	—	1,999
投資有価証券	2,686	9,412	—	12,099
資産計	2,686	11,419	—	14,106

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第40期中間会計期間（2024年9月30日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	10,113	7,534	2,578
	小 計	10,113	7,534	2,578
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,993	4,349	△355
	小 計	3,993	4,349	△355
合 計		14,106	11,883	2,222

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額1,999百万円、取得価額2,000百万円）を含めております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
期首残高	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	—
時の経過による調整額	7百万円
中間期末残高	1,436百万円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (2024年9月30日現在)
1株当たり純資産額	262,445.12円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（百万円）	55,528
普通株式に係る中間期末の純資産額（百万円）	55,528
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	25,633.62円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（百万円）	5,423
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（百万円）	5,423
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
 ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
 ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
 ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
 定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
 ②訴訟事件その他重要事項
 該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：株式会社りそな銀行
 （再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
 ②資本金の額：279,928百万円（2024年3月末現在）
 ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (2024年3月末現在)	③事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,770,996 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	72,216 百万円	銀行業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	38,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社青森みちのく銀行	19,562 百万円 (2025年1月1日現在)	銀行業務を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	8,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山形銀行	12,008 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社岩手銀行	12,089 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社七十七銀行	24,658 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東邦銀行	23,519 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社常陽銀行	85,113 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑波銀行	48,868 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。

株式会社きらぼし銀行	43,734	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社第四北越銀行	32,776	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山梨中央銀行	15,400	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社富山銀行	6,730	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北國銀行	26,673	百万円	銀行業務を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社清水銀行	10,816	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大垣共立銀行	46,773	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三十三銀行	37,461	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百五銀行	20,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社滋賀銀行	33,076	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,103	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社紀陽銀行	80,096	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社但馬銀行	5,481	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鳥取銀行	9,061	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中国銀行	15,149	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山口銀行	10,005	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑邦銀行	8,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大分銀行	19,598	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鹿児島銀行	18,130	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社琉球銀行	56,967	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社西日本シティ銀行	85,745	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北九州銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037	百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社SMBC信託銀行	87,550	百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
オリックス銀行株式会社	45,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社きらやか銀行	34,183	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北日本銀行	7,761	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社仙台銀行	22,735	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福島銀行	19,638 (2024年9月30日現在)	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大東銀行	14,743	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東和銀行	38,653	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社栃木銀行	27,408	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東日本銀行	38,300	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東京スター銀行	26,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社神奈川銀行	6,191	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社長野銀行	13,017	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社富山第一銀行	10,182	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福邦銀行	9,800	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社あいち銀行	18,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社名古屋銀行	25,090	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社みなと銀行	39,984	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社トマト銀行	14,310	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社もみじ銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社徳島大正銀行	14,173	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社香川銀行	14,105	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社高知銀行	15,444	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀共栄銀行	2,679	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社長崎銀行	7,621	百万円	銀行業務を営んでいます。

株式会社熊本銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社豊和銀行	12,495	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	8,752	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄海邦銀行	4,537	百万円	銀行業務を営んでいます。
信金中央金庫	890,998	百万円※	金融業務を営んでいます。
岐阜信用金庫	20,320	百万円※	金融業務を営んでいます。
岡崎信用金庫	3,068	百万円※	金融業務を営んでいます。
全国信用協同組合連合会	118,875	百万円※	金融業務を営んでいます。
労働金庫連合会	120,000	百万円※	金融業務を営んでいます。
農林中央金庫	4,040,198	百万円	金融業務を営んでいます。
東京都信用農業協同組合連合会	134,586	百万円※	金融業務を営んでいます。
長野県信用農業協同組合連合会	105,381	百万円※	金融業務を営んでいます。
静岡県信用農業協同組合連合会	161,302	百万円※	金融業務を営んでいます。
滋賀県信用農業協同組合連合会	40,771	百万円※	金融業務を営んでいます。
大阪府信用農業協同組合連合会	140,690	百万円※	金融業務を営んでいます。
和歌山県信用農業協同組合連合会	57,883	百万円※	金融業務を営んでいます。
仙台農業協同組合	3,480	百万円※	金融業務を営んでいます。
みやぎ亘理農業協同組合	1,469	百万円※	金融業務を営んでいます。
みやぎ登米農業協同組合	6,086	百万円※	金融業務を営んでいます。
新みやぎ農業協同組合	10,043	百万円※	金融業務を営んでいます。
いしのまき農業協同組合	4,684	百万円※	金融業務を営んでいます。
みやぎ仙南農業協同組合	3,642	百万円※	金融業務を営んでいます。
秋田しんせい農業協同組合	4,998	百万円※	金融業務を営んでいます。
庄内たがわ農業協同組合	4,007	百万円※	金融業務を営んでいます。
ふくしま未来農業協同組合	16,470	百万円※	金融業務を営んでいます。
はが野農業協同組合	3,946	百万円※	金融業務を営んでいます。
那須南農業協同組合	1,165	百万円※	金融業務を営んでいます。
佐波伊勢崎農業協同組合	2,491	百万円※	金融業務を営んでいます。
さいたま農業協同組合	8,228	百万円※	金融業務を営んでいます。
いるま野農業協同組合	5,419	百万円※	金融業務を営んでいます。
埼玉中央農業協同組合	2,277	百万円※	金融業務を営んでいます。
くまがや農業協同組合	2,697	百万円※	金融業務を営んでいます。
ほくさい農業協同組合	3,060	百万円※	金融業務を営んでいます。
越谷市農業協同組合	1,933	百万円※	金融業務を営んでいます。
南彩農業協同組合	2,888	百万円※	金融業務を営んでいます。
埼玉みずほ農業協同組合	1,515	百万円※	金融業務を営んでいます。
さいかつ農業協同組合	1,796	百万円※	金融業務を営んでいます。
ふかや農業協同組合	1,644	百万円※	金融業務を営んでいます。
横浜農業協同組合	11,538	百万円※	金融業務を営んでいます。
セレサ川崎農業協同組合	2,472	百万円※	金融業務を営んでいます。
よこすか葉山農業協同組合	1,312	百万円※	金融業務を営んでいます。
さがみ農業協同組合	4,954	百万円※	金融業務を営んでいます。
湘南農業協同組合	3,102	百万円※	金融業務を営んでいます。
かながわ西湘農業協同組合	2,337	百万円※	金融業務を営んでいます。
厚木市農業協同組合	2,360	百万円※	金融業務を営んでいます。
相模原市農業協同組合	824	百万円※	金融業務を営んでいます。
神奈川つくい農業協同組合	729	百万円※	金融業務を営んでいます。
長野八ヶ岳農業協同組合	3,917	百万円※	金融業務を営んでいます。
信州諏訪農業協同組合	6,022	百万円※	金融業務を営んでいます。
上伊那農業協同組合	7,952	百万円※	金融業務を営んでいます。
みなみ信州農業協同組合	4,293	百万円※	金融業務を営んでいます。
大北農業協同組合	3,012	百万円※	金融業務を営んでいます。
グリーン長野農業協同組合	3,791	百万円※	金融業務を営んでいます。
中野市農業協同組合	2,497	百万円※	金融業務を営んでいます。
ながの農業協同組合	13,173	百万円※	金融業務を営んでいます。
北新潟農業協同組合	7,165	百万円※	金融業務を営んでいます。
新潟かがやき農業協同組合	12,412	百万円※	金融業務を営んでいます。
えちご中越農業協同組合	15,322	百万円※	金融業務を営んでいます。
魚沼農業協同組合	7,961	百万円※	金融業務を営んでいます。
佐渡農業協同組合	2,202	百万円※	金融業務を営んでいます。
ぎふ農業協同組合	7,029	百万円※	金融業務を営んでいます。

飛騨農業協同組合	6,532	百万円※	金融業務を営んでいます。
富士伊豆農業協同組合	10,904	百万円※	金融業務を営んでいます。
清水農業協同組合	2,830	百万円※	金融業務を営んでいます。
静岡市農業協同組合	1,762	百万円※	金融業務を営んでいます。
大井川農業協同組合	3,180	百万円※	金融業務を営んでいます。
ハイナン農業協同組合	795	百万円※	金融業務を営んでいます。
掛川市農業協同組合	788	百万円※	金融業務を営んでいます。
遠州夢咲農業協同組合	3,299	百万円※	金融業務を営んでいます。
遠州中央農業協同組合	3,145	百万円※	金融業務を営んでいます。
とびあ浜松農業協同組合	3,576	百万円※	金融業務を営んでいます。
三ヶ日町農業協同組合	288	百万円※	金融業務を営んでいます。
尾張中央農業協同組合	2,038	百万円※	金融業務を営んでいます。
あいち知多農業協同組合	6,524	百万円※	金融業務を営んでいます。
あいち中央農業協同組合	3,618	百万円※	金融業務を営んでいます。
ひまわり農業協同組合	1,388	百万円※	金融業務を営んでいます。
伊賀ふるさと農業協同組合	3,987	百万円※	金融業務を営んでいます。
北大阪農業協同組合	1,761	百万円※	金融業務を営んでいます。
茨木市農業協同組合	1,175	百万円※	金融業務を営んでいます。
大阪泉州農業協同組合	1,853	百万円※	金融業務を営んでいます。
いずみの農業協同組合	2,685	百万円※	金融業務を営んでいます。
堺市農業協同組合	1,199	百万円※	金融業務を営んでいます。
大阪南農業協同組合	3,464	百万円※	金融業務を営んでいます。
グリーン大阪農業協同組合	1,349	百万円※	金融業務を営んでいます。
大阪中河内農業協同組合	4,030	百万円※	金融業務を営んでいます。
北河内農業協同組合	2,889	百万円※	金融業務を営んでいます。
大阪市農業協同組合	2,651	百万円※	金融業務を営んでいます。
兵庫南農業協同組合	3,682	百万円※	金融業務を営んでいます。
丹波ひかみ農業協同組合	2,097	百万円※	金融業務を営んでいます。
淡路日の出農業協同組合	1,793	百万円※	金融業務を営んでいます。
奈良県農業協同組合	9,177	百万円※	金融業務を営んでいます。
わかやま農業協同組合	4,906	百万円※	金融業務を営んでいます。
ながみね農業協同組合	2,137	百万円※	金融業務を営んでいます。
紀の里農業協同組合	4,063	百万円※	金融業務を営んでいます。
紀北川上農業協同組合	4,957	百万円※	金融業務を営んでいます。
ありだ農業協同組合	2,144	百万円※	金融業務を営んでいます。
紀州農業協同組合	3,803	百万円※	金融業務を営んでいます。
紀南農業協同組合	4,914	百万円※	金融業務を営んでいます。
みくまの農業協同組合	1,188	百万円※	金融業務を営んでいます。
ひろしま農業協同組合	16,606	百万円※	金融業務を営んでいます。
越智今治農業協同組合	6,190	百万円※	金融業務を営んでいます。
福岡八女農業協同組合	3,108 (2024年4月1日現在)	百万円※	金融業務を営んでいます。
沖縄県農業協同組合	24,410	百万円※	金融業務を営んでいます。
セントラル短資株式会社	5,000	百万円	主としてコール資金の貸付、 またはその貸借の媒介を業と しています。
アーク証券株式会社	2,619	百万円	金融商品取引法に定める第一 種金融商品取引業を営んでい ます。
アイザワ証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一 種金融商品取引業を営んでい ます。
八十二証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一 種金融商品取引業を営んでい ます。
安藤証券株式会社	2,280	百万円	金融商品取引法に定める第一 種金融商品取引業を営んでい ます。
三菱UFJ eスマート証券 株式会社	7,196	百万円	金融商品取引法に定める第一 種金融商品取引業を営んでい ます。
池田泉州TT証券株式会社	1,250	百万円	金融商品取引法に定める第一 種金融商品取引業を営んでい ます。
いちよし証券株式会社	14,577	百万円	金融商品取引法に定める第一 種金融商品取引業を営んでい ます。

リーディング証券株式会社	550 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
四国アライアンス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
白木証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とちぎんＴＴ証券株式会社	1,001 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＯＫＢ証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡地証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	850 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
香川証券株式会社	555 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
九州ＦＧ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
Ｊトラストグローバル証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
共和証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,251 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
きらぼしライフデザイン証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
光世証券株式会社	12,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
国府証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
寿証券株式会社	305 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社しん証券さかもと	300 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静岡東海証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
七十七証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
島大証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
荘内証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新大垣証券株式会社	175 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
北洋証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
十六ＴＴ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大万証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ちばぎん証券株式会社	4,374 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

東武証券株式会社	420 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とうほう証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィリップ証券株式会社	950 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ばんせい証券株式会社	1,558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
百五証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎん証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
広田証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
二浪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

F F G証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸国証券株式会社	601 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸三証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸近証券株式会社	200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸八証券株式会社	3,751 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三木証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三田証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三津井証券株式会社	558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明和証券株式会社	511 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山形証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山和証券株式会社	585 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式 会社	5,165 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
豊証券株式会社	2,540 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※は「出資金」を記載しております。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。（2024年11月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
 - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月22日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の2024年5月18日から2024年11月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の2024年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月3日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴 見 将 史

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田 嶋 大 士

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。